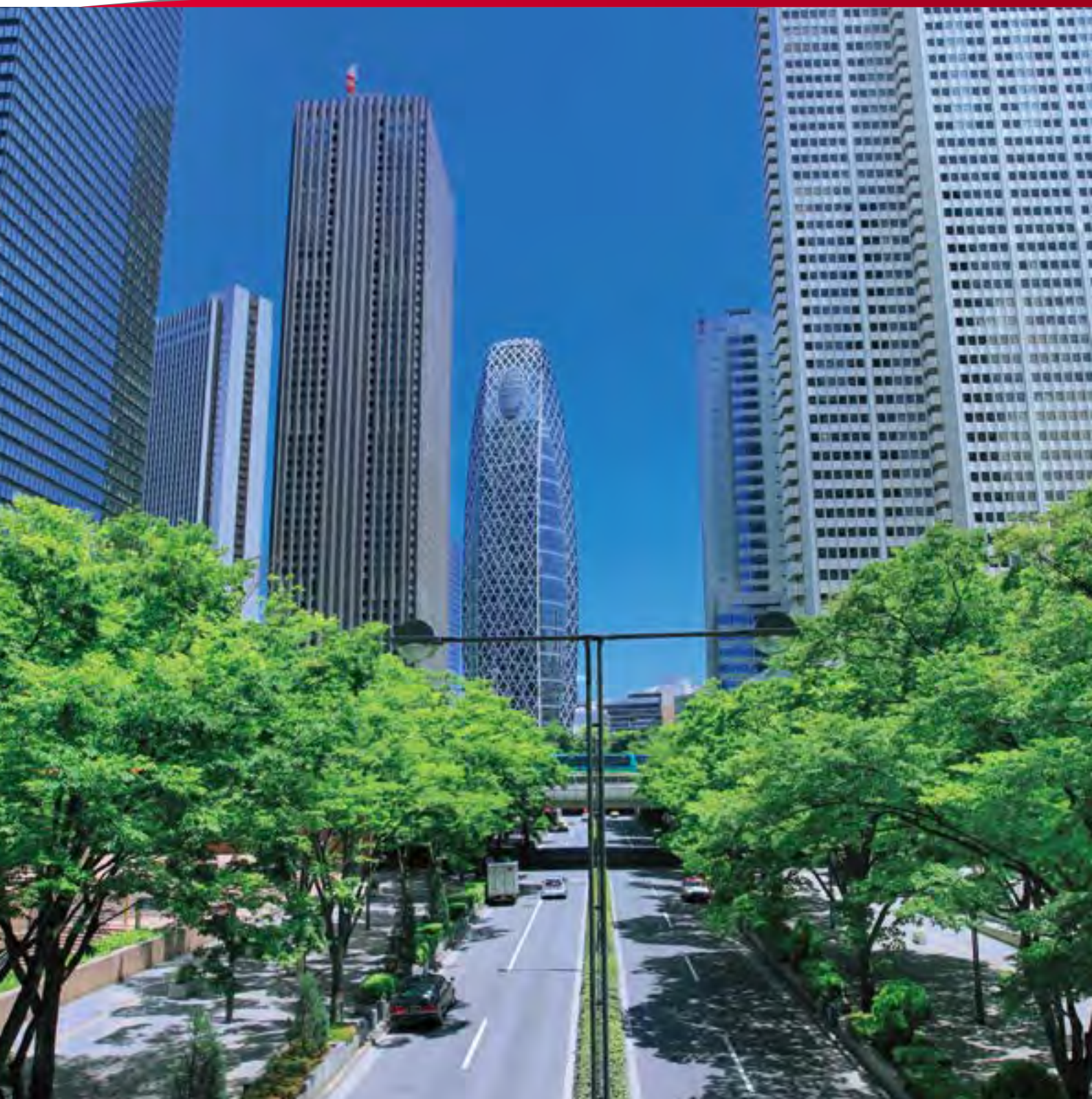


Standard & General automobile insurance Policy

SGP

一般自動車保険

パンフレット兼重要事項等説明書



安心の基本補償

相手への賠償 P⑥



事故への備えは万全に、安心の補償を!

対人賠償責任保険

自動車・物の高額な賠償による損害に備え、万全な補償を!

対物賠償責任保険

ご自身のおケガの補償 P⑦・⑧



万が一のケガにも安心の補償を!

人身傷害保険

ご自身のお車の補償 P⑨～⑪



突然の事故、大切な自動車に万全な補償を!

車両保険

その他の補償(主な特約) P⑫～⑭

ロードアシスタンス P⑮

補償内容のチェックポイント P⑯

各種割引制度のご説明 P⑰・⑱

ご契約条件の設定 P⑲～㉑

重要事項等説明書 P㉒～㉓

(注)「SGP」では、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険または車両保険のいずれかを必ずお選びいただけます。
なお、人身傷害保険のみでご契約いただくことはできません。

選べるオプション

ご自身のおケガの補償



他の自動車に搭乗中や、歩行中、自転車を運転中の事故も補償したい!

大きな事故の場合は、定額でも保険金を受け取りたい!

入院期間中、自宅に残された家族やペットのお世話が心配!

▶ 人身傷害交通乗用具事故特約

▶ 人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約

▶ 人身傷害入院時諸費用特約

ご自身のお車の補償



事故で自動車が大破! 買い替えて、また新車に乗りたい!

事故で修理費が高額! だけど、愛着のある自動車を修理して乗り続けたい!

車両保険では補償されない地震・噴火・津波による損害が心配!

自動車が故障! 修理費が高額かも...

▶ 車両新価特約

▶ 車両全損修理時特約

▶ 地震・噴火・津波車両全損時一時金特約

▶ 故障運搬時車両損害特約

その他の補償



ご契約の自動車が修理中! その間レンタカーを借りたい!

被害事故はもちろん、加害事故の場合でも弁護士に相談したい!

自転車で走行中、歩行者にぶつかりケガをさせてしまった!

▶ 代車等諸費用特約

▶ 弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)

▶ 個人賠償責任特約

つながるドラレコ .Driving!



録画するだけでなく、平常時の見守り、事故後のかけつけなど、事故の未然防止から解決までトータルでサポートします。

(注)「Driving!」は「ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約(詳しくはP⑳)」を付帯した場合に限り、提供されるサービスです。

詳しくは P⑳

SMILING ROAD

スマイリングロード



経営者・管理者とドライバー双方が無理なくつながる環境で、持続可能な事故防止活動をサポートします。

詳しくは P㉑

SGPは、以下の(1)～(3)のいずれかに当てはまる場合にご契約いただけます。

(1)～(3)いずれにも該当しない場合は、THE クルマの保険(個人用自動車保険)での引受けとなります。

詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(1) フリート契約(所有・使用する自動車の総契約台数が10台以上のご契約)

(2) 記名被保険者(ご契約の自動車を主に使用される方): 法人

(3) ご契約の自動車が次のいずれかに該当する

- ・自家用8車種以外の自動車
- ・レンタカー、教習用自動車および「わ」ナンバーリース料率を適用する自動車
- ・業務専用車*

*業務専用車とはプライベートや通勤には一切使用せず、業務にのみ使用する自動車をいいます。

(注)上記に関わらず、一部特定の特約を付帯する場合は、「SGP」での引受けとなります。

損保ジャパンのドライブレコーダーでお客様に 安心・安全を提供します!

個人のお客様におすすめ!

つながるドラレコ Driving!

Driving!
ウェブサイトはこちら



つながるドラレコは、3つの機能で安心・安全な運転を支援します。



01
かけつける!

もしもの時の事故対応サポート

万が一の事故時には、自動通報、手動通報に加え「ALSOKかけつけ安心サービス」で安心を提供。事故現場の安全確保や救急車の手配などをお客さまに代わって対応します。
(注)ALSOKかけつけ安心サービスは、お客さまが必要とした場合にご利用いただけます。



02
見守る!

運転中のサポート機能

高性能ドライブレコーダーを使用した安全運転のサポート機能。事故を未然に回避または軽減するために画面表示と警告音で注意喚起。



03
分析する!

運転力をデータで見える化

運転特性などを分析し、専用スマホアプリで運転診断レポートを表示。運転特性スコア*が80点以上である場合は翌年度の自動車保険料を5%割引く走行特性割引が適用されます。
※当社が定める走行情報等のデータにもとづき算出したスコアです。



特約保険料

月々 **850円**※

※保険期間1年の場合の保険料(一括払の場合、年間9,720円)です。団体扱・集団扱の場合などは保険料が異なります。また月々の特約保険料は分割割増5%が適用される契約の場合を記載しています。

オプション品 リアカメラ

メーカー希望小売価格 **10,780円**(税込)

おり運転対策など、後方撮影を希望される場合はオプション(有償)でリアカメラを購入いただくことが可能です。

(注)「つながるドラレコ」とは、損保ジャパンが提供する通信型ドライブレコーダーを指します。

法人・個人事業主のお客様におすすめ!

ドライブレコーダーを活用した事業者向け事故防止サービス

SMILING ROAD スマイリングロード

「スマイリングロード」は、経営者・管理者とドライバー双方が無理なくつながる環境で、持続可能な事故防止活動を支援します。



01
みえる!

ドライバーの運転の実態がみえる!

ドライブレコーダーが急加減速や急ハンドル等の危険運転を検知した場合は、管理者へメールでお知らせします。また、「加速・減速・ハンドリング・エコ・速度・運転時間」の6つの軸で点数化した運転診断結果およびドライバーごとに交通違反が発生した可能性のある地点等を管理者用WEBサイト上に表示するため、ドライバーの運転実態を見ることができます。



02
わかる!

ドライバーへの指導方法がわかる!

運転時に危険な運転を検知した場合は、ドライブレコーダーで動画を撮影し、管理者にメールでお知らせします。また、管理者用WEBサイトから危険な運転に対するコメントをドライバーに送信することができるため、効果的な指導が実践できます。



03
ほめる!

ドライバーの安全運転をほめる!

ドライバーの運転診断結果に応じてマイル*が付与され、貯めたマイルで素敵なプレゼントに応募いただくことができます。安全運転を目に見える形でほめることで、ドライバーの安全運転への意識を高めます。
※マイルはスマイリングロードでご利用いただける独自のポイントです。



サービス利用料金

1台あたり
月々 **1,200円**(税込)

初期費用は不要です。最低1台から契約可能です。

オプション品 インカメラ・リアカメラ

1台あたり
月々 **各200円**(税込)

(注)「スマイリングロード」は法人・個人事業主向けのサービスです。法人・個人事業主の方であればお車の台数に関わらずお申込み可能です。

万全の事故・故障対応でお客様をサポートします!

充実のロードアシスタンス!

詳しくは | P⑤

- 24時間365日サポート体制!
- 全国約15,600か所のロードアシスタンスネットワーク!

2021年5月現在

- ロードアシスタンス特約 **自動セット**

1. レッカーけん引 《クレーン作業も対象!》

修理工場などヘリッカーけん引を行います(下記応急処置費用と合計で、1事故につき15万円限度とします。)



2. 応急処置

現場で30分程度で完了する応急処置を行います。

主な事例

- バッテリー上がり時のジャンピング
- キー閉じこみ時の鍵開け
- パンク時のスペアタイヤ交換
- 落輪した場合の引き上げ



3. 燃料切れ時の給油サービス

燃料切れ時に最大10リットルまで無料でお届けします。



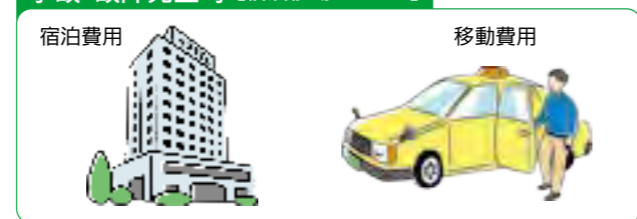
トラブルに伴う諸費用を補償!

- 修理でレンタカーを借り入れる費用を補償!
- トラブル当日から修理後までを幅広く補償!

- 代車等諸費用特約 **+ オプション** **詳しくは | P④**

- ロードアシスタンス **+ オプション** **詳しくは | P⑤**
事業用特約

事故・故障発生時 [宿泊移動サポート]



24時間365日途切れることのない安心!

夜間・休日の事故対応サービス ~安心の「24時間初動対応サービス」~

お客様への「24時間初動対応サービス」

事故受付	事故解決のアドバイス
代車の手配	修理工場のご紹介
修理工場への連絡	病院への連絡

相手方への「24時間初動対応サービス」

事故受付の連絡	修理工場への連絡
病院への連絡	代車の手配

事故の相手方が日本語を話せない場合も安心!

損保ジャパンの事故サポートセンターでは**20か国語**(英語・中国語・ポルトガル語・韓国語など)で、事故受付や初動対応が可能です。



日本全国の
安心の事故対応網
47都道府県
287か所

2021年5月現在

充実の補償でお客様をお守りします!

対人賠償責任保険 **まかせ安心** 相手 人 への賠償

事故への備えは万全に、安心の補償を!

補償の概要

ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人を死亡させた場合やケガをさせた場合は、法律上の損害賠償責任の額から自賠責保険などによって支払われるべき金額を差し引いた額について、1回の事故につき事故の相手の方1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用などもお支払いします。

対人臨時費用保険金 事故の相手の方が死亡された場合は、対人賠償保険金に加えて15万円を対人臨時費用保険金としてお支払いします。

★保険金をお支払いすることができない主な場合など詳しくはP④をご確認ください。

対物賠償責任保険 **まかせ安心** 相手 お車・物 への賠償

自動車・物の高額な賠償による損害に備え、万全な補償を!

補償の概要

ご契約の自動車を運転中の事故などにより他人の自動車や物を壊した場合や、ご契約の自動車を運転中に誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせた場合は、法律上の損害賠償責任の額について、1回の事故につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用などもお支払いします。

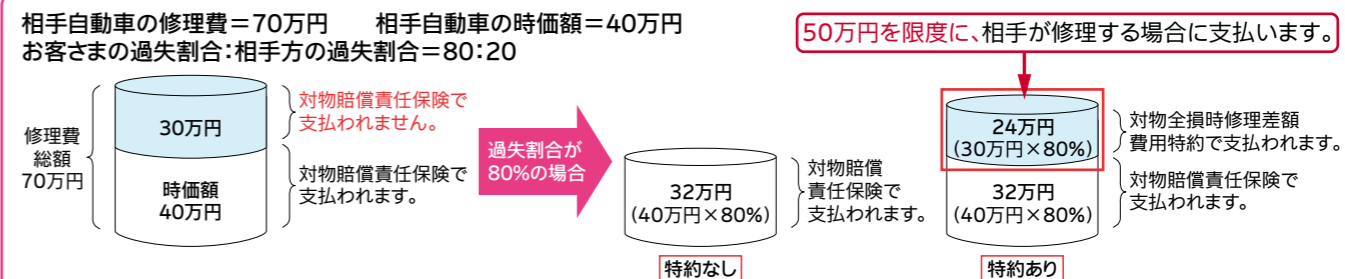
★保険金をお支払いすることができない主な場合など詳しくはP④をご確認ください。

対物賠償責任保険では、相手の自動車の時価額までしか支払われないので、修理費が時価額を超えてしまったときが心配! そんなときには…

対物全損時修理差額費用特約 **自動セット** ※ 個 法

対物賠償保険金をお支払いする事故において、相手の自動車の修理費が時価額を超え、被保険者がその差額を負担した場合に、実際に負担した差額の修理費に被保険者の過失割合を乗じた額について、50万円を限度に保険金をお支払いする特約です。

※記名被保険者が個人で、二輪自動車および原動機付自転車以外の対物賠償責任保険を適用したご契約に必ず付帯されます。



まかせ安心 示談交渉サービス 損害賠償請求を受けた場合で、被保険者のお申し出があり、かつ事故の相手の方の同意が得られれば、原則としてお客様に代わって損保ジャパンが示談交渉を行います。

- 自動セット** ご契約の内容により必ず付帯されます。
- + オプション** お客様のご希望により付帯できます。
- 個** 記名被保険者が個人のお客様を対象とします。
- 法** 記名被保険者が法人のお客様を対象とします。

人身傷害保険

ご自身 人の補償

万が一のケガにも安心の補償を!

補償の概要

ご契約の自動車に搭乗中の方などが自動車事故により亡くなられた場合やケガをされた場合に生じる逸失利益や治療費などについて、1回の事故につき被保険者1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

補償範囲

ご契約タイプ	ご契約の自動車に搭乗されている方		お客さまご自身およびご家族※1の方	
	ご契約の自動車に搭乗中の事故	他の交通乗用具※2※3に搭乗中の事故	歩行中の交通乗用具※2との事故	
基本補償	○	×※4	×	
人身傷害交通乗用具事故特約付帯	○	○	○	

※1 「お客さまご自身およびご家族」とは、次の①から④の方をいいます。

- ① 記名被保険者 ② ①の配偶者
③ ①または②の同居のご親族 ④ ①または②の別居の未婚のお子さま

※2 交通乗用具についてはP⑩をご確認ください。

※3 「他の交通乗用具」に、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有または主に使用する自動車は含まれません。

※4 記名被保険者が個人の場合または記名被保険者が法人で個人被保険者を設定している場合は、他車運転特約または他車運転特約(二輪・原付)により補償の対象となることがあります。ただし、「他の交通乗用具」が次の自動車で、運転中の場合に限りです。(詳しくはP⑩をご確認ください。)

- ・ご契約の自動車が自家用8車種の場合は、自家用8車種の自動車
- ・ご契約の自動車が二輪自動車・原動機付自転車の場合は、二輪自動車・原動機付自転車

お支払いする保険金

損害保険金

入院・通院された場合

- 治療費などの実費
- 休業損害(働けない間の収入)※
- 精神的損害※

など

入通院定額給付金※

入通院日数が5日以上となった場合は、入通院定額給付金として10万円をお支払いします。

【ご注意】他の自動車保険契約等によって既に支払われた保険金がある場合は、その額を差し引いて保険金をお支払いします。

※自動車事故以外の事故の場合で、賠償義務者(被保険者の被った損害に対する損害賠償責任を負う方をいいます。)がない、または確認できないときは、「休業損害(働けない間の収入)」「精神的損害」「入通院定額給付金」はお支払いの対象外となります。

後遺障害を被られた場合

- 治療費などの実費
- 精神的損害
- 将来の介護料
- 逸失利益(労働能力を喪失したことにより失った将来の収入)

など

お亡くなりになった場合

- 治療費などの実費
- 精神的損害
- 葬儀費用
- 逸失利益(お亡くなりになったことにより失った将来の収入)

など

★保険金をお支払いすることができない主な場合など詳しくはP⑭をご確認ください。

保険金額の目安

「人身傷害保険」は、お客さまご自身だけでなくご家族のための補償でもあります。下表を参考に適正な保険金額をご設定ください。

■年齢別の平均的な損害額目安 (注) 下表は有職者(ただし、70歳を除きます。)の平均的な損害額です。実際の損害額は収入やご家族の構成、事故日時点の法定利率などにより異なります。

年齢	扶養家族の有無	お亡くなりになった場合	重度後遺障害を被られた場合	年齢	扶養家族の有無	お亡くなりになった場合	重度後遺障害を被られた場合
20	無	8,000万円	1億9,000万円	50	有	7,500万円	1億3,000万円
30	有	1億円	1億7,000万円	60	有	5,500万円	9,500万円
40	有	9,000万円	1億6,000万円	70	有	2,500万円	4,000万円

他の自動車に搭乗中や、自転車を運転中の事故も補償したい! そんなときには…

人身傷害交通乗用具事故特約 + オプション 個 法

人身傷害保険で補償の対象となる事故を「ご契約の自動車に搭乗中の事故」だけでなく「他の自動車に搭乗中の事故」や「自動車以外の交通乗用具に搭乗中の事故」、「歩行中の自転車との衝突事故などの交通乗用具事故」に拡大する特約です。

【ご注意】記名被保険者が法人の場合は、個人被保険者を設定しているご契約のみ付帯することができます。

交通乗用具とは…?

自動車、自転車、車椅子、ベビーカー、歩行補助車(原動機を用い、かつ搭乗装置のある歩行補助車に限り。)、電車、ロープウェイ、航空機、船舶、エレベーター、エスカレーター、動く歩道等をいいます。なお、キックボード(電動キックボードを除きます。)、スケートボード、三輪以上の幼児用車両、遊園地等で遊戯用に使用される乗り物等は含まれません。



大きな事故の場合は、定額でも保険金を受け取りたい! そんなときには…

人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約 + オプション 個 法

人身傷害保険の保険金がお支払いの対象となる事故で、被保険者が亡くなられた場合は保険金額の全額、後遺障害が生じた場合は、その程度に応じて保険金額の4%から100%を定額給付金としてお支払いする特約です。

【ご注意】1. この特約で既にお支払いした後遺障害定額給付金がある場合は、その額を差し引いて死亡定額給付金をお支払いします。
2. 他の自動車保険契約等によって既に支払われた保険金がある場合は、その額を差し引いて保険金をお支払いします。
3. 搭乗者傷害特約(日額払)を付帯した契約には、この特約を付帯することはできません。

入院期間中、自宅に残された家族やペットのお世話が心配! そんなときには…

人身傷害入院時諸費用特約 + オプション 個 法

人身傷害保険の保険金がお支払いの対象となる事故で、被保険者が入院された場合に、入院中および退院後30日以内の期間を対象として、入院時諸費用(家事・介護のヘルパー費用、保育施設預け入れ等費用、ペット預け入れ等費用および5日以上入院された場合の退院時諸費用)をお支払いする特約です。

入院時諸費用のお支払い限度額

1事故、被保険者1名につき、入院時諸費用の合計額をお支払いします。ただし、「25,000円×入院日数」を限度とします。

【ご注意】1. お支払いの対象となる期間は、事故発生日からその日を含めて180日以内の期間における日数とします。
2. それぞれの費用については、一定の限度額があります。
3. 退院時諸費用は、5日以上入院された場合にお支払いの対象となります。

「まかせて安心 入院時アシスタンス」をご利用いただけます。

人身傷害の保険金がお支払の対象となる事故で入院されたお客さまとご家族の生活をサポートする安心・便利なサービスです。

家事・介護サポート
株式会社ニチイ学館との提携により、ご自宅での炊事・洗濯・日常掃除などの家事やご親族などの介護を代行するためのヘルパーサービスを提供します。

お見舞返しサポート
伊勢丹、高島屋、三越との提携により、5日以上入院された場合に、退院後の快気祝い・お見舞御礼の贈答品をご指定先にお届けします。

【ご注意】「人身傷害入院時諸費用特約」の支払対象期間に限り、サービス提供します。詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

キャッシュレスでご利用いただけます

搭乗者傷害特約(一時金払) / 搭乗者傷害特約(日額払) + オプション 個 法

ご契約の自動車に搭乗中の方が、自動車事故により亡くなられた場合やケガをされた場合に、1回の事故につき被保険者1名ごとに、死亡保険金・後遺障害保険金・医療保険金をお支払いする特約です。

【特約ごとの医療保険金のお支払い】

特約	搭乗者傷害特約(一時金払)	搭乗者傷害特約(日額払)
医療保険金	医療保険金は、医師の治療を要した場合に次の金額をお支払いします。 ●治療日数が1日から4日の場合:ケガの内容にかかわらず1万円 ●治療日数が5日以上の場合:ケガの内容に応じて10万円、30万円、50万円または100万円	医療保険金は、事故発生日からその日を含めて180日以内の期間を限度に、医師の治療が必要と認められない程度に治った日までの治療日数に対し、1日につきご契約の入院保険金日額・通院保険金日額をお支払いします。ただし、通院治療日数は90日を限度とします。
ご注意点	1. 同一の事故により複数のケガをされた場合は、それぞれのケガの内容に応じた医療保険金のうち、最も高い金額をお支払いします。 2. この特約を付帯する場合は、人身傷害保険を適用することはできません。	1. この特約を付帯する場合は、人身傷害保険の入通院定額給付金はお支払いしません(「人身傷害入通院定額給付金対象外特約」が付帯されます。) 2. この特約を付帯する場合は、人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約を付帯することはできません。



車両保険

ご自身 お車・物 の補償

突然の事故、大切な自動車に万全な補償を!

補償の概要

盗難や偶然な事故などによるご契約の自動車の損害に対して保険金をお支払いします。

補償範囲

事故例	ご契約の自動車以外の自動車との衝突	あて逃げ	動物との衝突	盗難	火災・爆発	台風・竜巻・洪水・高潮	落書・いたずら	物の飛来・落下	電柱・ガードレールに衝突	自転車との衝突・接触	墜落・転覆	地震・噴火・津波	故障
ご契約タイプ													
一般条件	○	○	○	○※3	○	○	○	○	○	○	○	オプション※4	オプション※5
車対車・限定危険※1	○	○	○	○※3	○	○	○	○	×	×	×	×	オプション※5
限定危険※2	×	×	○	○※3	○	○	○	○	×	×	×	×	オプション※5

※1 「車対車事故・限定危険特約」を付帯した車両保険をいいます。
 ※2 「車両限定危険特約」を付帯した車両保険をいいます。
 ※3 ご契約の自動車が二輪自動車・原動機付自転車の場合、または「車両盗難対象外特約」が付帯されている場合は補償されません。
 ※4 「地震・噴火・津波車両全損時一時金特約」を付帯することにより、ご契約の自動車に損害が生じ所定の状態になった場合に、一時金をお支払いします。(詳しくはP⑩)
 ※5 「故障運搬時車両損害特約」を付帯することにより、ご契約の自動車に損害が生じ所定の状態になった場合に、保険金をお支払いします。(詳しくはP⑩)

お支払いする保険金

ケース	お支払いする保険金
全損の場合 (修理できない場合、または修理費が車両保険金額以上となる場合)	ご契約時にお決めいただいた自動車の車両保険金額(協定保険価額)をお支払いします。また、全損時諸費用保険金として、車両保険金額の10%(20万円限度)または10万円のいずれか高い額をお支払いします。
分損の場合 (全損以外の場合)	損害額から自己負担額を差し引いた金額をお支払いします。

【ご注意】ご契約者または被保険者が、所定の費用(ご契約の自動車が走行不能となった場合に必要な運搬費用、応急処置費用または引取費用など)を支出した場合は、その費用の実費を、1事故につき合計で15万円を限度に、車両保険金とは別にお支払いします。ただし、その費用について、付帯された特約の保険金が支払われる場合を除きます。

★保険金をお支払いすることができない主な場合など詳しくはP⑭をご確認ください。

ご契約方法

1 車両保険金額

ご契約の自動車の用途車種、車名、型式、仕様および初度登録年月(または初度検査年月)をご確認いただき、「自動車保険車両標準価格表」などに掲載の価格の範囲で、車両保険金額を5万円単位でお決めいただけます。

2 自己負担額

車両保険の自己負担額を下表の中からお選びいただけます。フリート契約は定額方式のみとなります。また、ご契約の自動車が二輪自動車・原動機付自転車の場合など一部のご契約では、0万円や増額方式をお選びいただけないことがあります。

定額方式		増額方式※2	
(車両事故回数にかかわらず)		(車両事故1回目) (車両事故2回目以降)	
0万円	10万円※1	0万円	10万円
3万円※1	15万円	3万円	10万円
5万円※1	20万円	5万円	10万円
7万円			

※1 車対車自己負担なし特約を付帯することができます。車両保険に自己負担額が設定されている場合でも、相手自動車(ご契約の自動車と所有者が異なる自動車に限り)との衝突・接触事故に限り、自己負担額をなしとする特約です。ただし、「相手自動車」および「その運転者または所有者」が確認された場合に限り、ご契約の自動車が二輪自動車か原動機付自転車など一部の自動車のご契約には付帯できません。
 ※2 ご契約期間が1年超の長期契約の場合は、保険年度ごとに車両事故の回数を数えます。

事故で自動車が大破! 買い替えて、また新車に乗りたい! そんなときには…

車両新価特約 + オプション 個 法

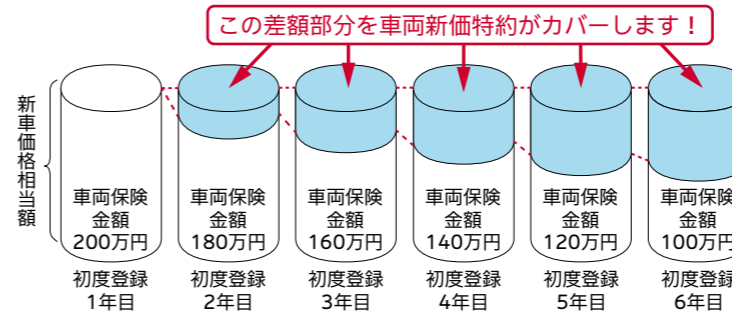
ご契約の自動車が全損になった場合、または修理費が新車価格相当額の50%以上となった場合、実際にかかる自動車の再取得費用(車両本体価格+付属品+消費税)または修理費について、新車価格相当額を限度にお支払いする特約です。

また、所定の要件を満たす場合は、再取得時諸費用保険金として新車価格相当額の20%(40万円限度)または20万円のいずれか高い額をお支払いします。

- 【ご注意】
- 盗難後、ご契約自動車が発見されなかった場合はこの特約の対象外です。
 - 事故発生日の翌日から起算して1年以内に代替の自動車を再取得またはご契約の自動車を修理された場合に限り、付帯することができます。
 - この特約は、次の条件をすべて満たす場合に限り、付帯することができます。
 - 一部の自動車(レンタカーや教習用自動車など)を対象とするご契約ではないこと
 - 車両保険を適用した自家用8車種のご契約であること
 - 新車価格相当額が車両保険金額の2倍以下の金額であること
 - 満期日の属する月が初度登録年月(または初度検査年月)の翌月から起算して73か月以内であること

車両新価特約を付帯いただくと、こんなメリットがあります!

例) 新車価格相当額が200万円のお車の場合



さらに!

新車に買い替える場合は、再取得時諸費用保険金を**40万円**お支払いします。



買ったばかりのお車に大きな損害が生じても、安心して新車に買い替えることができます!

【ご注意】フレームやエンジンなど、内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が無い場合はお支払いの対象となりません。

事故で修理費が高額!

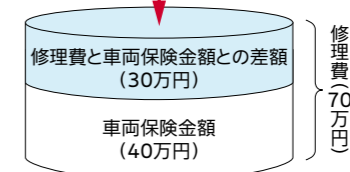
だけど、愛着のある自動車を修理して乗り続けたい! そんなときには…

車両全損修理時特約 + オプション 個 法

車両保険金のお支払いの対象となる事故において、修理費が協定保険価額を超過した場合は、超過した修理費について50万円を限度にお支払いする特約です。

- 【ご注意】
- 事故発生日の翌日から起算して1年以内に修理された場合に限り、付帯することができます。
 - この特約は、ご契約期間の初日の属する月が初度登録年月(または初度検査年月)の翌月から起算して25か月を超える場合に付帯することができます。

この差額部分を車両全損修理時特約がカバーします!



車両保険では補償されない地震・噴火・津波による損害が心配! そんなときには…

地震・噴火・津波車両全損時一時金特約 + オプション 個 法

地震・噴火・津波により、ご契約の自動車のフレーム、サスペンション、原動機などに所定の損害が生じた場合やご契約の自動車が流失または埋没し発見されなかった場合、運転席の座面を超えて浸水した場合などに、地震・噴火・津波車両全損時一時金として50万円(車両保険金額が50万円を下回る場合はその金額とします。)をお支払いする特約です。

【ご注意】この特約は、車両保険の種類が「一般条件」のご契約に付帯することができます。ただし、二輪自動車や原動機付自転車など一部の自動車のご契約には付帯できません。

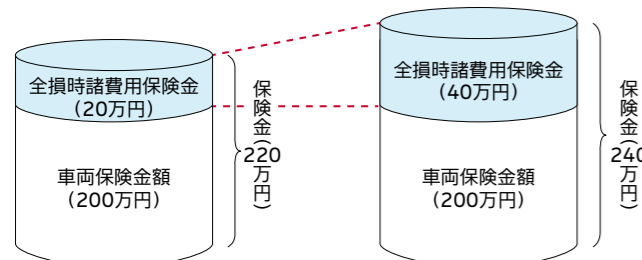


事故で自動車が全損! 買い替えるための諸費用を手厚く補償したい! そんなときには…

全損時諸費用再取得時倍額特約 + オプション 個 法

ご契約の自動車が全損となった場合で、代替自動車を再取得されたときは、車両保険の全損時諸費用保険金を倍額にしてお支払いする特約です。

- ご注意**
1. 事故発生日の翌日から起算して1年以内に代わりの自動車を再取得された場合に限りです。
 2. 記名被保険者が法人でリースカーを対象とするご契約にはこの特約は付帯できません。



POINT

全損時、中古車を再取得する場合を中心に、買替諸費用*が20万円を超えるケースが生じています。手厚い補償が必要な場合は「全損時諸費用再取得時倍額特約」のご加入をご検討ください。
*買替諸費用は再取得する自動車の状態や中古車販売店により変動します。

自動車が故障! 修理費が高額かも…そんなときには…

故障運搬時車両損害特約 + オプション 個

ご契約の自動車が故障により走行不能となり、レッカーけん引された場合に、ご契約の自動車の故障損害に対して、協定保険価額または100万円のいずれか低い額を限度に保険金をお支払いする特約です。ただし、ご契約の自動車をレッカーけん引することについて、損保ジャパンへ事前連絡*した場合に限りです。

*損保ジャパンへの事前連絡に、取扱代理店への連絡は含まれません。

- ご注意**
1. この特約は、次の条件をすべて満たす場合に限り、付帯することができます。
 - ・車両保険を適用した自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)のご契約であること
 - ・次の自動車を対象としたご契約でないこと
 - ・レンタカー ・教習用自動車 ・構内専用車 ・改造車 ・並行輸入車 ・外務省登録自動車
 - ・記名被保険者が個人であること
 - ・ノンフリート契約であること
 - ・ご契約期間の初日の属する月が初度登録年月(または初度検査年月)の翌月から起算して60か月以上であること
 2. 車両保険の自己負担額を設定されている場合でも、この特約により保険金をお支払いするときは、自己負担額を差し引きません。
 3. 自動車検査証に記載された有効期限の満了する日の翌日以後に発生した故障損害または法令上の定期点検を実施していないことに起因する故障損害は補償されません。
 4. 自動車販売店等が提供している延長保証契約に加入されている場合、補償内容が重複する可能性がありますので、ご契約前に延長保証契約の内容をご確認ください。



お客さまに過失がない場合、保険を使っても等級がダウンしないので安心!

無過失事故の特則 自動セット 個 法

次のいずれかの条件に該当する場合など、一定の条件を満たすときは、損保ジャパンと締結する次契約の等級および事故有係数適用期間を決定するうえで、その事故がなかったものとして取り扱う特則です。

- ① 相手自動車の「追突」、「センターラインオーバー」、「赤信号無視」または「駐車中のご契約の自動車への衝突・接触」による事故に該当し、かつご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったと損保ジャパンが判断した場合
- ② 相手自動車との衝突・接触事故の発生に関して、ご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合
- ③ ご契約の自動車の欠陥・第三者による不正アクセスなどに起因する他物との衝突・接触事故が発生し、かつご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合
- ④ 自動運転中に偶然な事故*が発生した場合



*道路運送車両法第41条に定める自動運行装置が作動中の事故をいいます。ただし、ご契約自動車の製造者の取扱説明書等で示す取扱いと異なる使用をしている間を除きます。

- ご注意**
1. ①、②については、次の条件をいずれも満たす事故に限りです。
 - ・「相手自動車」および「その運転者または所有者」が確認された事故
 - ・車両保険のみをお支払いする事故。なお、車両積載動産特約または休車費用特約の保険金をお支払いする場合は除きます。
 2. ③、④については、ご契約の自動車の火災・爆発、盗難、台風・竜巻・洪水、落書・いたずら、物の飛来・落下などの事故により、ご契約の自動車に損害が生じ、車両保険金のみをお支払いする場合は、この特則の対象外です。

その他 の補償(主な特約)

事故や故障時のトラブルにも万全な補償を!

ご契約の自動車が修理中! その間レンタカーを借りたい! そんなときには…

代車等諸費用特約 + オプション 個 法

ご契約の自動車が、ロードアシスタンス特約のお支払いの対象となる事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、レッカーけん引された場合*1に、被保険者が負担された次の所定の費用をお支払いする特約です。なお、事故の場合は、代車費用保険金は、走行不能とならないときもお支払いの対象となります。

費用保険金	補償範囲			
	レッカーけん引あり		レッカーけん引なし	
	事故	故障	事故	故障
代車費用	○	○	○	×
宿泊費用	○	○	×	×
移動費用	○	○	×	×
引取費用	○	○	×	×



代車費用*2

1事故につき保険証券(または保険契約継続証)記載の保険金額に、代車の利用日数*3を乗じた額を限度とします。

宿泊費用

1事故1被保険者につき
1万円限度

移動費用

1事故1被保険者につき
2万円限度*4

引取費用*5

1事故につき
15万円限度

- *1 法令上の走行不能時に自力でご契約の自動車を移動し、修理工場に入庫した場合を含みます。
*2 修理などでご契約の自動車を使用できない期間のレンタカー費用がお支払いの対象となります。ただし、お支払いの対象となる期間は事故発生日などの翌日から起算して1年以内に限りです。
*3 ご契約の自動車が故障損害により走行不能となった場合は15日、故障損害以外の場合は30日を限度とします。
*4 タクシー・レンタカーを利用した場合は1事故1台につき2万円限度となります。
*5 修理工場などへご契約の自動車を引き取るために要した往路1名分の交通費に限りお支払いの対象となります。

ご注意 この特約により「ロードアシスタンス」の「宿泊移動サポート」のサービスメニューをご利用いただけます。詳しくは「ご契約のしおり(約款)」に記載のロードアシスタンス利用規約をご確認ください。

代車費用の補償日数短縮特約 + オプション 個 法

代車等諸費用特約の代車費用保険金のお支払い対象となる代車の利用日数を15日に短縮する特約です。

- ご注意**
1. お支払いの対象となる期間は事故発生日などの翌日から起算して1年以内に限りです。
 2. 宿泊費用保険金、移動費用保険金、引取費用保険金は、代車等諸費用特約に定められた基準に従い、保険金をお支払いします。

原動機付自転車に乗っているときの補償もほしい! そんなときには…

ファミリーバイク特約 + オプション 個

記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さまが原動機付自転車を使用中等に生じた事故を補償する特約です。この特約には、人身傷害型と自損傷害型があります。



ご契約タイプ	補償の対象		相手への賠償		ケガの補償	
	人身傷害型	自損傷害型	人への賠償	自動車・物への賠償	自損事故(電柱との衝突など)	他の自動車との事故(交差点での衝突など)
人身傷害型	○	○	対人賠償責任保険 ○	対物賠償責任保険 ○	人身傷害保険 ○	
自損傷害型	○	○			自損事故傷害特約 ○	×

- ご注意**
1. 借用中の原動機付自転車を使用中等などの事故も補償の対象となります。
 2. 対人賠償責任保険および対物賠償責任保険を適用した自家用8車種または二輪自動車のノンフリート契約に限り、付帯できます。ただし、人身傷害型の場合は、人身傷害保険を適用したご契約にのみ付帯可能です。

保険会社が示談交渉できないもらい事故でも安心!

被害事故はもちろん、加害事故の場合でも弁護士に相談したい! **そんなときには…**

弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型) + オプション 個

被保険者が負担された次の所定の費用をお支払いする特約です。

■被害事故弁護士費用保険金

日常生活における偶然な事故(自動車事故を含みます。)により被保険者がケガなどをされた場合や自らの財物(自動車、家屋など)を壊された場合※1に、相手の方に法律上の損害賠償請求をするために支出された弁護士費用や、弁護士などへの法律相談・書類作成費用などを保険金としてお支払いします。

- 保険金額** 被害事故弁護士費用保険金 1事故1被保険者につき300万円限度
被害事故法律相談・書類作成費用保険金 1事故1被保険者につき10万円限度

■刑事弁護士費用保険金

自動車を運転中の事故などにより、被保険者が他人にケガなどをさせた場合に、刑事事件(少年事件を含みます。)の対応を行うために支出された弁護士費用※2や、弁護士などへの法律相談費用などを保険金としてお支払いします。

- 保険金額** 刑事弁護士費用保険金 1事故1被保険者につき150万円限度
刑事法律相談費用保険金 1事故1被保険者につき10万円限度

※1 業務に使用する財物については、自動車の被害事故および自動車の積載動産に対する所定の被害事故に限ります。

※2 相手の方が死亡された場合または被保険者が逮捕もしくは起訴された場合に限ります。

- ご注意**
- お支払いの対象となる費用の認定は、約款に定める「弁護士費用保険金算定基準」に従い損保ジャパンが行います。弁護士費用等の合計額が保険金額(被害事故弁護士費用の場合は300万円、刑事弁護士費用の場合は150万円。以下、同様とします。)以内の場合であっても、着手金・報酬金等の項目ごとの支払限度額を超える金額については、自己負担になります。
 - 弁護士などへ委任を行う場合は、その委任契約の内容が記載された書面の提出により、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ることが必要となります。
 - 記名被保険者が個人かつノンフリート契約に限り付帯できます。



弁護士費用特約(自動車事故限定型) + オプション 個 法

弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)の被害事故弁護士費用保険金および被害事故法律相談・書類作成費用保険金をお支払いする場合を、自動車事故に限定した特約です。

ご注意 弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)と同時に付帯することはできません。

■「日常生活・自動車事故型」と「自動車事故限定型」の違い

お支払いの対象 ご契約タイプ	日常生活における被害事故に関する損害賠償請求	自動車起因の被害事故に関する損害賠償請求	自動車運転中の対人加害事故に関する刑事事件の対応※1※2
	日常生活・自動車事故型	○	○
自動車事故限定型	×	○	○

※1 日常生活における刑事事件の弁護士費用等は補償の対象となりません。

※2 対人加害事故により被保険者が危険運転致死傷罪に処された場合は、その対人加害事故によって生じた損害に対しては、原則、保険金をお支払いしません。

自転車で行中、歩行者にぶつかりケガをさせてしまった!

旅行中に友人から借りたカメラを誤って落として壊してしまった! **そんなときには…**

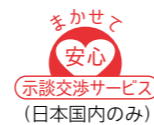
個人賠償責任特約 + オプション 個

日本国内、国外を問わず、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さまが日常生活における偶然な事故(例:自転車運転中の事故など※)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合、または誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせた場合に、法律上の損害賠償責任の額について、保険金をお支払いする特約です。

※自動車事故等を除きます。

- 保険金額** 日本国内で発生した事故 無制限 日本国外で発生した事故 1事故につき1億円

ご注意 ノンフリート契約に限り付帯できます。



積んでいた荷物が事故で破損! **そんなときには…**

車両積載動産特約 + オプション 個 法

盗難や偶然な事故などによりご契約の自動車に損害が生じ、その事故などによって自動車の室内・トランク内などに積載している動産に生じた損害に対して保険金額を限度に保険金をお支払いする特約です。

盗難の場合は、ご契約の自動車本体が盗難※にあわれたときに限り補償の対象となります。

車上狙いなど積載中の動産のみ盗難にあわれた場合は、補償の対象外です。

※ご契約の自動車の一部分のみの盗難を除きます。 **ご注意** 自家用8車種のご契約に限り付帯できます。

- 保険金額** 1事故につき 30万円※ ※記名被保険者が法人の場合は、ご契約時に30万円、50万円、100万円からお選びいただけます。



いざというとき、助けてほしい! **そんなときには…**

ドラレコ特約(ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約) + オプション 個 法

ご契約の自動車に搭載されたドライブレコーダー※が事故による衝撃を検知したことにより信号を発した場合で、損保ジャパンがそれを受けて事故の事実を確認したときは、普通保険約款に定める「事故発生時の通知義務」が履行されたとみなすことなどを定める特約です。なお、この特約を付帯したご契約には、安全運転支援サービス「Driving!(ドライビング!)」が提供されます。

※損保ジャパンから貸与する当社オリジナルドライブレコーダーに限ります。

- ご注意**
- ご契約期間が3年以内のノンフリート契約に限り付帯することができます。ただし、保険料一括払特約を付帯した長期契約を除きます。
 - ご契約者が携帯電話(サービス利用可能なブラウザ機能、ショートメッセージサービス機能)を所有していない場合は、この特約を付帯することはできません。
 - ドライブレコーダーは、電源供給のためにご契約の自動車のシガーソケットを使用します。シガーソケットが使用できない場合、この特約を付帯することはできません。



安全運転で保険料をもっとおトクに 運転特性で継続時の保険料が割引されます!!

ドラレコ特約を付帯いただくと、運転特性スコアに応じて、損保ジャパンと締結する継続後のご契約※に走行特性割引を適用する保険料算出に関する特約(運転特性反映型)が自動セットされます。走行特性割引の詳細はP⑩をご確認ください。

※この特約を付帯したご契約のご契約期間が1年を超える場合は、そのご契約の2年度目以降を含みます。

ご注意 保険料算出に関する特約(運転特性反映型)を付帯したご契約には、「走行特性診断サービス」が提供されます。

他車運転特約 自動セット 個 法

借用中の自動車(自家用8車種に限ります。以下同様とします。)を運転中※の事故について、借用中の自動車をご契約の自動車とみなして、ご契約の自動車の契約内容に従い、所定の保険金をお支払いする特約です。

※駐車または停車中を除きます。

- ご注意**
- 自家用8車種のご契約に必ず付帯されます。ただし、記名被保険者が個人の場合または記名被保険者が法人で個人被保険者を設定している場合に限ります。
 - 「借用中の自動車」には、記名被保険者(個人被保険者を設定している場合は個人被保険者)、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有または主に使用する自動車は含まれません。
 - 車両事故が補償の対象となる場合は、借用中の自動車の時価額を限度に保険金をお支払いします。
 - 借用中の自動車の保険に優先してお支払いすることができます。

他車運転特約(二輪・原付) 自動セット 個 法

借用中のバイク(二輪自動車および原動機付自転車。以下同様とします。)を運転中※の事故について、借用中のバイクをご契約の自動車とみなして、ご契約の自動車の契約内容に従い、所定の保険金をお支払いする特約です。

※駐車または停車中を除きます。

- ご注意**
- 二輪自動車および原動機付自転車のご契約に必ず付帯されます。ただし、記名被保険者が個人の場合または記名被保険者が法人で個人被保険者を設定している場合に限ります。
 - 記名被保険者(個人被保険者を指定している場合は個人被保険者)、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有または主に使用するバイクは、「借用中のバイク」には含まれません。
 - 借用中のバイクの保険に優先してお支払いすることができます。

臨時代替自動車特約 自動セット 個 法

ご契約の自動車の整備・修理・点検などのために整備工場などの管理下にあつて使用できない間に、代替として借用中の自動車をご契約の自動車とみなして、ご契約の自動車の契約内容に従い、所定の保険金をお支払いする特約です。

- ご注意**
- 記名被保険者が法人のご契約または記名被保険者が個人で「自家用8車種、二輪自動車および原動機付自転車以外」のご契約に必ず付帯されます。ただし、記名被保険者が法人で個人被保険者を設定している場合を除きます。
 - 借用中の自動車には、記名被保険者、その配偶者、これらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さままたは記名被保険者の役員・使用人が所有する自動車は含まれません。
 - 車両事故が補償の対象となる場合は、借用中の自動車の時価額を限度に保険金をお支払いします。
 - 借用中の自動車の保険に優先してお支払いすることができます。

被害者救済費用特約 自動セット 個 法

ご契約の自動車の欠陥・第三者による不正アクセスなどにより人身事故または物損事故が発生した場合で、被保険者に法律上の損害賠償責任がなかったことが確定したときに、被害者を救済するための費用をお支払いする特約です。

- ご注意**
- 人身事故の場合は対人賠償責任保険の保険金額を限度とし、物損事故の場合は対物賠償責任保険の保険金額を限度とします。
 - 対人賠償責任保険または対物賠償責任保険を適用したご契約に必ず付帯されます。

レッカー手配などの自動車のトラブル対応は…

ロードアシスタンス

すべてのご契約が対象となります。

ロードアシスタンス専用デスク

365日 110番
0120-365-110

おかけ間違いにご注意ください。

ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能*となった場合に、ロードアシスタンス専用デスクにご連絡ください。ロードアシスタンス業者を手配し、レッカーけん引や30分程度の応急処置などをご利用いただけます。

ご注意 フリート契約の場合は対象外にすることができます。

レッカーけん引

1事故につき15万円限度
(応急処置費用と合算の限度額となります。また、ロードアシスタンス事業用特約を付帯した場合、100万円限度となります。)



ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能*となった場合に、レッカーによるけん引を行います。

◆15万円に相当するレッカーけん引距離の目安は、大手会員制ロードアシスタンス業者で普通乗用車をレッカーけん引する場合、約180km(基本料金・作業料金1時間程度を含みます。)となります(ロードアシスタンス業者、車種により異なる場合があります。)

応急処置(30分程度)

1事故につき15万円限度
(レッカーけん引費用と合算の限度額となります。また、ロードアシスタンス事業用特約を付帯した場合、100万円限度となります。)

JAF会員の皆さまは、4,000円までの部品代や消耗品代を補償!
(1保険年度につき1回まで対象)



ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能*となった場合に、現場にて30分程度で完了する応急処置を行います。

<主な事例>
●バッテリー上がり時のジャンピング
●キー閉じこみ時の鍵開け
●バンク時のスペアタイヤ交換
●落輪した場合の引上げ

ご注意 1. 現場にて30分程度で対応できないケースについては、作業費用が有料となる場合があります。
2. JAF会員以外の場合は、部品代や消耗品代は有料となります。

燃料切れ時の給油サービス

1回につき10リットルまで無料
(ロードアシスタンス事業用特約を付帯した場合、最大20リットルまで無料となります。)

JAF会員の皆さまは、1保険年度につき2回まで対象!



ご契約の自動車が燃料切れで走行不能*となった場合に、燃料をお届けします。

ご注意 1. 自宅駐車場および同等と判断できる保管場所での燃料切れは対象となりません。
2. JAF会員以外の場合は、1保険年度につき1回限り対象となります。

電池切れ等の場合は…

電気自動車が電池切れとなった場合や、燃料電池自動車等の所定の場所以外での補給が困難な燃料のみにより走行する自動車が燃料切れとなった場合は、充電または燃料補給が可能な場所までレッカーけん引を行います。なお、ガソリンまたは軽油の燃料切れはレッカーけん引の対象外となります。

宿泊移動サポート **+ オプション**

1事故1被保険者につき 宿泊費用:1万円限度 移動費用:2万円限度
(タクシーなどを利用した移動費用は1台2万円限度)

ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能*となり、かつレッカーけん引された場合に発生した所定の宿泊・移動費用をお支払いします。

ご注意 1. 代車等諸費用特約を付帯した場合に対象となります。
2. 法令上の走行不能時に自力でご契約の自動車を移動し、修理工場に入庫した場合を含みます。



*「走行不能」とは、自力で走行できない状態または法令により走行が禁じられた状態をいいます。ただし、ご契約の自動車に直接生じた偶然な事由に起因する場合に限ります。

ご注意 1. 次のサービスをご利用いただくためにはロードアシスタンス専用デスクへの事前連絡が必要です。詳しくは「ご契約のしおり(約款)」に記載のロードアシスタンス利用規約を必ずご確認ください。
・損保ジャパン指定の修理工場などへの限度額無制限のレッカーけん引サービス(上記の限度額15万円は適用しません。)
・燃料切れ時の給油サービス ・鍵の紛失時のロードアシスタンスサービス ・JAF会員向け優遇サービス
2. ロードアシスタンス特約および代車等諸費用特約の補償の対象となる費用については、保険金としてお支払いします。
3. 雪道、泥道、砂浜などによるタイヤのスタック(空回り)やスリップなど単に走行が困難なトラブルの場合は補償・サービスの対象となりません。

詳しくは「ご契約のしおり(約款)」に記載のロードアシスタンス利用規約をご確認ください。

大型車でレッカー費用が高額になった場合も補償して欲しい! そんなときには…

ロードアシスタンス事業用特約 **+ オプション** **個 法**

ご契約の自動車が、ロードアシスタンス特約のお支払いの対象となる事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、レッカーけん引された場合*1または応急処置を必要とした場合に被保険者が負担された次の所定の費用をお支払いする特約です。

【保険金額】

- 運搬費用保険金および応急処置費用保険金(1事故につきロードアシスタンス特約の保険金とあわせて100万円限度)
- 宿泊費用保険金(1事故1被保険者につき1万円限度) ●移動費用保険金(1事故1被保険者につき2万円限度)*2
- 引取費用保険金*3(1事故につき15万円限度)

*1 法令上の走行不能時に自力でご契約の自動車を移動し、修理工場に入庫した場合を含みます。

*2 タクシー・レンタカーを利用した場合は1事故1台につき2万円限度となります。

*3 修理工場などへご契約の自動車を引き取るために要した往路1名分の交通費に限りお支払いの対象となります。

補償内容のチェックポイント

記名被保険者が個人のお客さまを対象とします。

同居



1台目



2台目

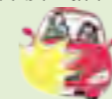


3台目

人身傷害保険

詳しくはP⑦

ご契約の自動車に搭乗されている方



ご契約の自動車に搭乗中の事故

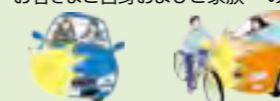
自動車1台ごとに適用することで補償されます。



人身傷害交通乗用具事故特約

詳しくはP⑧

お客さまご自身およびご家族*1の方



他の交通乗用具に搭乗中の事故



歩行中の交通乗用具との事故



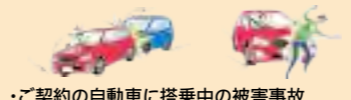
いずれかの自動車1台に「人身傷害交通乗用具事故特約」を付帯することで補償されます*2。

ご注意 1. 保険金額が「無制限」以外の場合は、複数のご契約に「人身傷害交通乗用具事故特約」を付帯すると車外の人身傷害事故については、お支払い限度額が合算されて補償されます。ただし、保険金額が過大である場合は保険金額を見直し、いずれか1つのご契約にこの特約を付帯するなどご契約内容の見直しをおすすめします。
2. 記名被保険者が法人で個人被保険者を設定している場合も、ご契約内容の見直しをおすすめします。

弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)/ (自動車事故限定型)

詳しくはP⑬

お客さまご自身およびご家族*1以外の方(友人・知人など)



・ご契約の自動車に搭乗中の被害事故
・ご契約の自動車を運転中などの対人加害事故

自動車1台ごとに付帯することで補償されます。



お客さまご自身およびご家族*1の方



・日常生活で生じた事故*3
・ご契約の自動車に搭乗中や車外での自動車事故などの被害事故
・自動車を運転中などの対人加害事故



いずれかの自動車1台に「弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)」または「弁護士費用特約(自動車事故限定型)」を付帯することで補償されます*2。

ご注意 1. この特約を複数のご契約に付帯された場合は、お支払い限度額が合算されて補償されます。1つのご契約におけるお支払い限度額は、P⑬をご確認ください。
2. 記名被保険者が法人の場合は、補償が重複しないため、ご契約の自動車に搭乗されている方が、ご契約の自動車およびその積載物の被害請求に関する費用ならびにご契約の自動車を運転中などの対人加害事故による刑事事件の対応を行うための費用については、自動車1台ごとに付帯する必要があります。

ファミリーバイク特約

詳しくはP⑭

お客さまご自身およびご家族*1の方



原動機付自転車使用中の事故



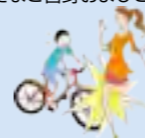
いずれかの自動車1台に「ファミリーバイク特約」を付帯することで補償されます*2。

ご注意 主契約の対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険(ファミリーバイク特約(人身傷害型)の場合のみ)のいずれかの保険金額が「無制限」以外で、複数のご契約にこの特約を付帯する場合は、主契約の保険金額が無制限以外の補償のお支払い限度額が合算されて補償されます。保険金額が過大である場合は、いずれか1つのご契約にこの特約を付帯するなどご契約内容の見直しをおすすめします。

個人賠償責任特約

詳しくはP⑮

お客さまご自身およびご家族*1の方



日常生活での偶然な事故



いずれかの自動車1台に「個人賠償責任特約」を付帯することで補償されます*2。

ご注意 1. 日本国外で発生した事故については、保険金額が1億円となるため、この特約を複数のご契約に付帯された場合は日本国外におけるお支払い限度額が合算されて補償されます。
2. 自動車保険または自動車保険以外の保険契約で、同様の補償の加入がある場合は、補償が重複する可能性があるため、ご契約内容の見直しをおすすめします。

*1 「お客さまご自身およびご家族」とは、① 記名被保険者、② ①の配偶者、③ ①または②の同居のご親族、④ ①または②の別居の未婚のお子さまをいいます。
*2 記名被保険者によっては、被保険者の範囲が異なる場合がありますので、1台目と2台目以降のご契約の記名被保険者が異なる場合やご家族が別居された場合は被保険者の範囲にご注意ください。
また、1台目のご契約のみ特約を付帯している場合は、そのご契約が解約となったときなどは補償がなくなることがありますので、2台目以降のご契約内容の見直しをおすすめします。
*3 弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)に限ります。

2台以上の自動車を1保険証券でまとめてご契約いただくと、最適な補償内容でご契約いただけるので安心です。さらに、ご契約台数に応じて「ノンフリート多数割引」が適用されます。(詳しくはP⑯)



各種割引制度のご説明

お客さまの自動車・ご契約条件に合わせて割引が適用されます。

ノンフリート多数割引 個 法

ご契約期間の初日において、ご契約者が次のいずれかの方を記名被保険者として2台以上の自動車を1保険証券でご契約される場合は、台数に応じて「ノンフリート多数割引」として保険料を割り引きます。

- ご契約者
- ご契約者の配偶者
- ご契約者またはその配偶者の同居のご親族
- リース業者がご契約者となる場合はそのリースカーの借主、その配偶者またはそれらの方の同居のご親族

2台の自動車をお持ちのお客さま	3台以上5台以下の自動車をお持ちのお客さま	6台以上の自動車をお持ちのお客さま
 3%割引	 4%割引	 6%割引

- ご注意**
- 複数の保険証券でご契約される場合でも、一定の条件を満たしたときは、この割引が適用されます。
 - ご契約期間の途中で増車された場合で、一定の条件を満たしたときは、その自動車にもご契約期間の初日時点でのご契約台数に応じて割引が適用されます。
 - 適用する割引率は、ご契約期間の初日時点の台数によります。ご契約後に台数の増減があった場合でも、ご契約期間中の割引率は変更となりません。
 - ノンフリート多数割引を適用した場合、安心更新サポート特約[※]は付帯されません。
※安心更新サポート特約についてはP②をご確認ください。

2台以上の自動車をお持ちのお客さまなら
損保ジャパンでまとめてご契約いただくとおトクです。

① 分割払でも割増なし! [※]

保険料を分割払でお支払いいただく場合に一般のご契約なら必要な**分割割増(口座振替払の場合は5%、クレジットカード払の場合は3%)が不要**となります。

※一括払も選択可能です。

② ムダのない最適な補償を!

ご契約をまとめることで、補償の重複などの見直しも簡単にでき、最適な補償でご契約いただけるので安心です。

③ 継続手続きもラクに!

ご契約の自動車の台数分必要だったご継続の手続きが、1回で完了します。

新車割引 個 法

ご契約の自動車が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)で、ご契約期間の初日の属する月が自動車検査証などに記載の初度登録年月(または初度検査年月)から下表の期間の場合は、「新車割引」として保険料を割り引きます。

【自家用普通乗用車および自家用小型乗用車】

期間 ^{※1}	等級	割引率			
		対人	対物	人身搭傷	車両
25か月以内	6(S) ^{※2}	37%	34%	40%	39%
	7(S)	15%	14%	25%	17%
	上記以外	6%	5%	18%	10%
26か月～49か月	6(S) ^{※2}	37%	21%	37%	30%
	7(S)	15%	14%	18%	17%
	上記以外	6%	5%	18%	10%

【自家用軽四輪乗用車】

期間 ^{※1}	等級	割引率			
		対人	対物	人身搭傷	車両
25か月以内	6(S) ^{※2}	25%	28%	45%	28%
	7(S)	10%	12%	25%	9%
	上記以外	1%	3%	18%	1%
26か月～49か月	6(S) ^{※2}	8%	17%	31%	26%
	7(S)	1%	12%	25%	9%
	上記以外	1%	3%	18%	1%

- ※1 初度登録年月(または初度検査年月)の翌月から起算して、ご契約期間の初日の属する月までの期間をいいます。
 ※2 事故有係数適用期間が0年の場合に適用し、事故有係数適用期間が0年以外の場合は「上記以外」の割引率を適用します。

ご注意 ご契約期間が1年を超えるご契約の場合、各保険年度の初日の属する月をご契約期間の始まる月として、保険年度ごとに割引の適用可否を判定します。なお、6(S)等級および7(S)等級に対する割引率は初年度のみ適用します。

ASV割引 個 法 9%割引

ご契約の自動車がAEB(衝突被害軽減ブレーキ)[※]を装備している自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)である場合は、「ASV割引」として保険料を割り引きます。

※カメラやレーダー等の機器により前方の自動車や物体を検知することで、衝突するおそれがある場合には、音や警告灯などでドライバーに警告し、さらにブレーキ操作がなく衝突が避けられないとシステムが判断した場合には、被害を軽減するため自動的にブレーキが作動する装置またはこれらに準ずる装置をいいます。

- ご注意**
- ご契約期間の初日にご契約の自動車の型式に対応する割引適用終了日以前であるときに限り、この割引を適用します。なお、割引適用終了日はその型式の自動車が発売された年度に「3年」を加算した年度の12月末日をいいます。
 - 型式ごとの損害率に応じた料率クラスを適用しない一部の改造車などの自動車には、この割引は適用されません。
 - ご契約期間が1年を超えるご契約の場合、各保険年度の初日の属する月をご契約期間の始まる月として、保険年度ごとに割引の適用可否を判定します。



エコカー割引 個 法 3%割引

ご契約の自動車が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)の電気自動車、ハイブリッド自動車または圧縮天然ガス自動車(CNG車)で、ご契約期間の初日の属する月が自動車検査証などに記載の初度登録年月(または初度検査年月)の翌月から起算して13か月以内の場合は、「エコカー割引」として保険料を割り引きます。



福祉車両割引 個 法 3%割引

ご契約の自動車が「車いす移動車」などの「福祉車両」である場合は、「福祉車両割引」として保険料を割り引きます。



ご注意 エコカー割引と福祉車両割引を重ねて適用することはできません。いずれの割引の適用条件も満たす場合は、福祉車両割引(3%)を適用します。

走行特性割引 個 法 5%割引

保険料算出に関する特約(運転特性反映型)^{※1}を付帯したご契約の運転特性計測期間における運転特性スコア^{※2}が80点以上の場合は、損保ジャパンと締結する継続後のご契約^{※3}に対し、約款に定められた規定に従い「走行特性割引」として保険料を割り引きます。

- ※1 ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約を付帯したご契約に必ず付帯されます。
- ※2 保険料算出に関する特約(運転特性反映型)が付帯されている場合、運転特性計測期間起算日の属する月の6か月前の月の末日から過去12か月間で運転特性スコアが算出されます。運転特性スコアは、損保ジャパンが有効と判断した走行時間が10時間以上であることなど一定の条件を満たしている場合に、ご契約の自動車に搭載された損保ジャパン指定の車載機により取得した走行情報等に基づき、損保ジャパンが算出します。
- ※3 保険期間の初日が、継続前のご契約の満期日または満期日の翌日から起算して7日以内であることなど一定の条件があります。なお、保険料算出に関する特約(運転特性反映型)を付帯したご契約のご契約期間が1年を超える場合はそのご契約の2年度目以降を含みます。



- ご注意**
- ご契約の等級が6(S)等級または7(S)等級である場合は、割引を適用できません。ただし、長期契約の場合、第2保険年度以降の保険年度にはこの割引を適用します。
 - 損保ジャパンが走行情報等を正常に取得できないなど、運転特性スコアを算出できない場合は、割引を適用できないことがあります。

フリート多数割引 個 法 5%割引

所有・使用する自動車を10台以上まとめてご契約いただいた場合は、「フリート多数割引」として保険料を割り引きます。

<全車両一括特約>

全車両一括特約とは、すべての「所有・使用する自動車」を1保険証券でご契約いただく方式です。一般のフリート契約と比較して、お得で便利な内容となっています。詳しくは「フリート契約のご案内」をご確認ください。

Web証券割引 個 年間240円割引

ご契約者が個人であるノンフリート契約において、保険証券(または保険契約継続証)およびご契約のしおり(約款)の送付を不要とされ、ご契約内容等を損保ジャパン公式ウェブサイトでご確認いただく場合は「Web証券割引」として保険料を割り引きます。

※契約内容確認はがきに記載の専用サイトまたは公式ウェブサイト上のマイページからご確認いただけます。契約内容確認はがきはWeb証券を選択した場合、自動的に発送されます。マイページの詳しい内容については、裏表紙をご覧ください。

- ご注意**
- ご契約期間が1年を超えるご契約の場合は、初年度のみこの割引を適用します。
 - ご契約の内容によっては、割引額が異なる場合や割引が適用できない場合があります。
 - 保険期間の初日において9台以下の自動車を明細書を用いて締結した保険契約の場合は、それぞれの明細においてこの割引を適用します。



●環境保護と地域に貢献する「Web証券」「Web約款」

損保ジャパンでは、自動車保険の保険証券(または保険契約継続証)やご契約のしおり(約款)を公式ウェブサイトでご覧いただける「Web証券」「Web約款」^{※1}をご用意しています。これにより削減された費用を活用し、全国各地で「いきものが住みやすい環境づくり」を行うSAVE JAPAN プロジェクトをはじめとした地域貢献プロジェクト^{※2}の活動に取り組んでいます。これらのプロジェクトは、2015年に国連サミットで採択された「SDGs(持続可能な開発目標)」^{※3}の達成にも貢献するものです。お客さまとともに環境保護と地域に貢献する「Web証券」「Web約款」をぜひご利用ください。

地域貢献プロジェクト



- ※1 「Web約款」のみご選択いただいた場合、保険料の割引はありません。
- ※2 地域貢献プロジェクトの詳細は、下記URLからご確認いただけます。
<https://www.sompo-japan.co.jp/csr/environment/eco/>
- ※3 SDGsとは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称です。2015年9月に国連加盟193か国が、2030年に向けて採択した目標であり、持続可能な世界を目指し、貧困、食糧、健康、気候変動など17の地球規模の課題解決に向けた目標です。



ご契約条件の設定

「SGP」は運転する方に合わせて保険料が決まります。

運転者の限定・年齢条件

運転者限定特約、運転者年齢条件特約により、補償の対象となる運転者の範囲を限定することができ、保険料の負担を抑えることができます。

■運転者限定特約 個

運転者限定特約(本人・配偶者限定)を付帯し運転する方を限定した場合は、限定された方がご契約の自動車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。

運転される方を限定することで、保険料を割り引きます。

運転者限定の種類

限定する範囲	割引率
本人・配偶者限定	約6%

ご注意 ご契約の自動車の用途車種が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)に限り付帯できます。

■運転者年齢条件特約 個 法

運転者年齢条件(21歳以上補償、26歳以上補償)を設定した場合は、運転者年齢条件を満たす方がご契約の自動車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。

運転者年齢条件の種類

自動車の用途車種	運転者年齢条件		
自家用乗用車 (普通・小型・軽四輪) ・二輪自動車	全年齢補償	21歳以上補償	26歳以上補償
原動機付自転車	全年齢補償	21歳以上補償	
上記以外	年齢条件なし		

記名被保険者が個人の場合

1. 運転者の範囲をご確認ください。

○…補償の対象 ×…補償の対象外

運転者限定特約	運転者の範囲			
	① 記名被保険者	② ①の配偶者	③ ①または②の同居のご親族	④ ①～③以外の方
なし	○	○	○	○
本人・配偶者限定	○	○	×	×

運転者年齢条件特約	運転者年齢条件を適用します。		運転者年齢条件を適用しません*。

*①～③のいずれかの方の業務に従事する使用人の場合は、その方も含めて運転者年齢条件を設定してください。

2. 運転者の年齢条件をお選びください。

年齢条件を適用する方のうち、最も若い方の年齢に応じて、次の運転者年齢条件をお選びください。

◆運転者の年齢条件

全年齢補償	21歳以上補償	26歳以上補償
-------	---------	---------

◆記名被保険者年齢区分

記名被保険者が個人で、運転者の年齢条件が26歳以上補償の条件でご契約された場合は、記名被保険者の年齢に応じた料率区分を設けています。

ご契約期間が1年以下のご契約の場合は、「ご契約期間の初日における記名被保険者の年齢」に基づき料率区分を適用し、ご契約期間が1年を超えるご契約の場合は、「保険年度ごとの初日における記名被保険者の年齢」に基づき料率区分を適用します。

なお、ご契約期間の途中で記名被保険者を別の方に変更する場合は、「変更日時点での新記名被保険者の年齢」による料率区分を適用します。

運転者年齢条件	「26歳以上補償」					
記名被保険者年齢別料率区分	29歳以下	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～69歳	70歳以上

同一の年齢条件であっても、記名被保険者の年齢により、保険料が異なります。

ご注意 記名被保険者年齢別料率区分は保険料算出のための区分であり、補償の対象となる運転者の範囲を制限するものではありません。

記名被保険者が法人の場合

ご契約の自動車を運転する可能性のある最も若い方の年齢に合わせて、年齢条件を設定してください。

法人契約で法人の代表者のファミリーカーとしても使用するノンフリート契約には…

法人の代表者の方を個人被保険者に指定することができます。その場合、法人の代表者の方とご家族は、ご契約内容に応じて、次の補償が受けられます。

- 人身傷害交通乗用具事故特約(詳しくはP⑩をご確認ください。)
- 他車運転特約(詳しくはP⑩をご確認ください。)
- 他車運転特約(二輪・原付)(詳しくはP⑩をご確認ください。)

保険料を決定する要素として、次の制度などがあります。

ノンフリート等級別料率制度

所有・使用する自動車の総契約台数が9台以下(ノンフリート契約者)の場合は、1等級～20等級の区分、事故有係数適用期間により保険料が割引・割増されるノンフリート等級別料率制度を採用しています。

ご注意 ノンフリート等級別料率制度や割増率は将来変更となる場合があります。

事故有係数適用期間

事故があった場合に「事故有」の割増率を適用する期間(ご契約期間の初日における残りの適用年数)を示すものとして保険契約ごとに設定します。事故有係数適用期間が0年の場合は「無事故」の割増率、事故有係数適用期間が1年～6年の場合は「事故有」の割増率を適用します。なお、事故有係数適用期間は、保険契約申込書(または契約更新確認書)、保険証券(または保険契約継続証)などでは「事故有期間」という略称を使用していることがあります。

1. 新たにご契約される場合

6(S)等級となり、右表の割増率が適用されます。2台目以降の自動車について新たに自動車保険をご契約される場合で、複数所有新規契約(セカンドカー割引)の適用条件をすべて満たすときは、7(S)等級からスタートします。また、事故有係数適用期間は0年となります。

等級	割増率
6(S)	4%割増
7(S)	34%割引

◆複数所有新規契約(セカンドカー割引)

自家用8車種の自動車を11等級以上でご契約されている方が、2台目以降の自動車(自家用8車種)を新たにご契約される場合で一定の条件を満たすときは、7(S)等級となり、上表の割増率が適用されます。

また、二輪自動車を11等級以上でご契約されている方が、2台目以降の二輪自動車を新たにご契約される場合も同様とします。

新たにご契約される2台目以降のご契約の記名被保険者・車両所有者がいずれも個人であり、かつ下表に該当することが条件となります。

記名被保険者	車両所有者
●1台目のご契約の記名被保険者	●1台目のご契約の車両所有者
●1台目のご契約の記名被保険者の配偶者	●1台目のご契約の記名被保険者
●1台目のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族	●1台目のご契約の記名被保険者の配偶者
	●1台目のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族

2. 継続してご契約される場合(他社からの切替契約を含みます。)

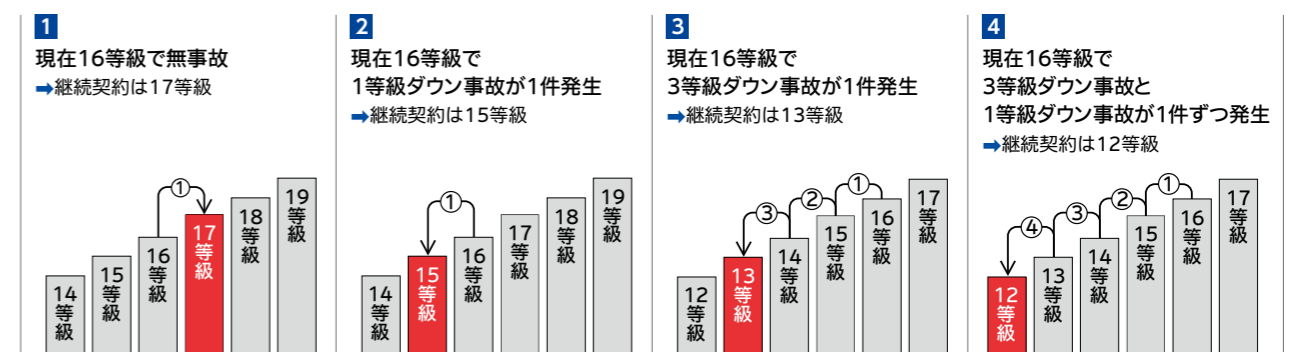
◆等級の決定方法について

ご契約期間が1年の場合、ご契約期間中無事故であれば、次回のご契約の等級は1等級上がります。また、保険金をお支払いする事故があった場合、次回のご契約の等級は事故の内容や件数によって決定します(ご契約期間が1年以上のご契約の場合は取扱いが異なります。)

なお、保険金をお支払いする事故は3種類あり、次のとおり取り扱います。

事故の種類	等級の取扱い	事故の具体例
ノーカウント事故	他の事故がない場合、1等級上がります。	・人身傷害保険事故 ・ロードアシスタンス特約事故 ・ファミリーバイク特約事故 ・搭乗者傷害特約事故 ・弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)/ (自動車事故限定型)事故 ・代車等諸費用特約事故 など
1等級ダウン事故	事故1件につき、1等級下がります。	・いたずらや盗難により車両保険のみ支払われる事故 ・故障運搬時車両損害特約事故 など
3等級ダウン事故	事故1件につき、3等級下がります。	・ノーカウント事故および1等級ダウン事故に該当しない事故

詳しくはP⑩をご確認ください。



ご契約いただくお客さまへ

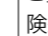
重要事項等説明書

この書面では、自動車保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)について説明しております。

ご契約前に必ずご確認のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

なお、ご契約者と記名被保険者・車両所有者(車両保険を適用している場合)が異なる場合は、必ず記名被保険者・車両所有者の方にもこの書面をお読みいただきますようご契約者よりお伝えください。

契約概要	保険商品の内容をご理解いただくための事項
注意喚起情報	ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。
 ご契約の内容は、保険種類に応じた**普通保険約款・特約**などによって定められています。普通保険約款・特約などの詳細については、のマークに記載の項目も含め「ご契約のしおり(約款)」に記載されていますので、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://cdms.jp/sjnk/car/index.aspx)でご確認ください。
 なお、「ご契約のしおり(約款)」を冊子でご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(注1) 過去の事故の発生状況などによっては、ご契約条件について、ご契約者のご希望に沿えない場合があります。
 (注2) 所有・使用する自動車の総契約台数*が10台以上の場合は、「フリート契約」としてご契約いただく必要がありますので、該当する場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。
 ※ 他の保険会社(共済を除きます。)で契約している自動車を含みます。

◆適用する割増引率について

継続前のご契約の事故の有無・事故の種類に応じて次の割増引率を適用します。
 事故有係数適用期間が0年の場合は「無事故」の割増引率、1年～6年の場合は「事故有」の割増引率を適用します。

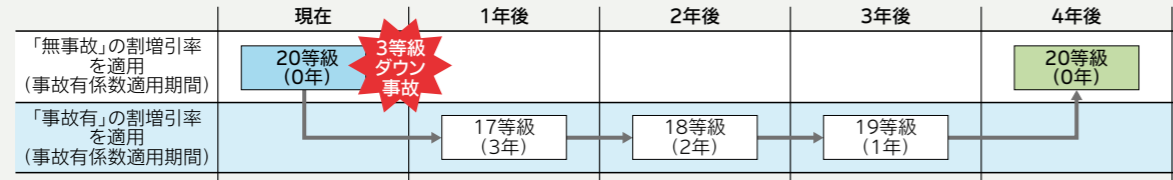
等級	割増			割引																	
	1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
割増引率(%)	無事故	64	28	12	2	13	19	30	40	43	45	47	48	49	50	51	52	53	54	55	63
	事故有							20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44

◆事故有係数適用期間について

事故有係数適用期間については、継続前のご契約の事故有係数適用期間に応じて次のとおり取り扱います。ただし、6年を上限とし、0年を下限とします。
 ・継続前のご契約の事故有係数適用期間が1年～6年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して「1年」を引いた後に、3等級ダウン事故件数1件につき「3年」を、1等級ダウン事故件数1件につき「1年」を加えます。
 ・継続前のご契約の事故有係数適用期間が0年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して3等級ダウン事故件数1件につき「3年」を、1等級ダウン事故件数1件につき「1年」を加えます。

等級と事故有係数適用期間の例

20等級で3等級ダウン事故が1件起こった場合



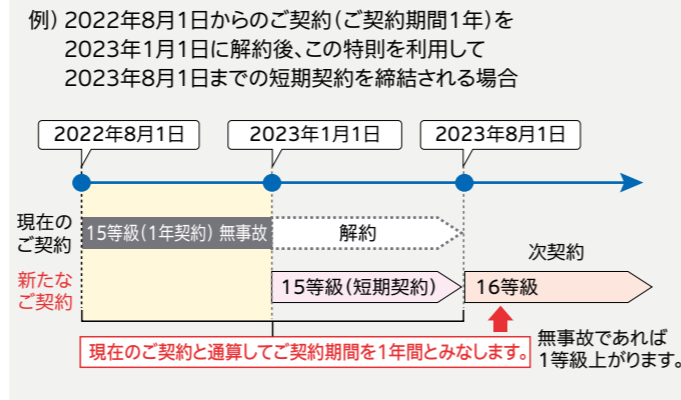
ノンフリート保険期間通算特則

現在のご契約*をご契約期間の途中で解約し、解約日から解約したご契約のご契約期間の初日の応当日までの短期契約を締結する場合、解約前後のご契約のご契約期間を1年とみなして、次契約(損保ジャパンでご契約の場合に限り)の等級および事故有係数適用期間を決定します。

※この特則を適用しているご契約は除きます。

ご注意

この特則の適用に際しては、一定の条件があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



ご契約の更新時には、更新手続き漏れをサポート!

ご契約更新時のサポート

安心更新サポート特約 (自動セット) 

長期のお出かけなどで、万が一ご契約の更新手続きをすっかり忘れてしまった場合でも、補償が途切れることのないように、ご契約を自動更新する機能がセットされています。

ご契約の更新の際に万が一ご契約者とご連絡がとれない場合は、通知締切日までに取扱代理店もしくは損保ジャパンまたはご契約者のいずれかからご契約を更新しない旨の申し出がない限り、前年と同等条件*で自動的にご契約を更新します。更新を希望されない場合は、通知締切日までに必ず取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。通知締切日は、下表のとおりご契約の満期日より異なります。

※車両保険金額については、更新時のご契約の自動車の市場販売価格相当額とさせていただきます。また、ご契約内容により、その他のご契約条件も一部変更させていただきます場合があります。

- ご注意**
1. 記名被保険者が個人のノンフリート契約で自家用8車種または車両保険の適用がない二輪自動車・原動機付自転車のご契約に必ず付帯されます。
 2. 明細付契約など一部対象外となるご契約があります。また、ご契約内容の変更などにより、ご契約期間の途中で安心更新サポート特約の適用対象外となる場合があります。

満期日	通知締切日
1日～15日	満期日前月の10日
16日～末日	満期日前月の25日

用語のご説明

主な用語と略称のご説明は次のとおりです。その他の用語については、「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

用語	内容
記名被保険者	ご契約の自動車を主に使用される方で、保険証券(または保険契約継続証)などの記名被保険者欄に記載されている方をいいます。ドライバー保険の場合は、運転免許証(仮免許証を除きます。)をお持ちの方1名で、保険証券などの記名被保険者欄に記載されている方をいいます。
業務専用車	プライベートや通勤・通学には一切使用せず、業務にのみ使用する自動車をいいます。
ご契約者〔保険契約者〕	ご契約の当事者として、保険契約の締結や保険料のお支払いなど、保険契約上のさまざまな権利・義務を持たれる方で、保険証券(または保険契約継続証)などの保険契約者欄に記載されている方をいいます。
ご親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族のことをいいます。
自家用8車種	次の用途車種をいいます。 ①自家用普通乗用車 ②自家用小型乗用車 ③自家用軽四輪乗用車 ④自家用小型貨物車 ⑤自家用軽四輪貨物車 ⑥自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下) ⑦自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下) ⑧特種用途自動車(キャンピング車)
自己負担額	保険金をお支払いする事故が生じた場合に、ご契約者または被保険者に自己負担いただく額をいいます。
同居	生活の本拠地として同一家屋*に居住していることであり、同一生計や扶養関係の有無は問いません。 ※ 同一家屋とは、建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものをいいます。ただし、台所などの生活用設備を有さない「はなれ」、「勉強部屋」などは同一家屋として取り扱います。 【別居として取り扱う例】 ・マンションなどの集合住宅で、各居室の区分が明確な場合(賃貸・区分所有の別を問いません。) ・同一敷地内であるが、別家屋で居住している場合(生計の異同を問いません。) ・単身赴任の場合 ・就学のために下宿しているお子さま(住民票記載の有無は問いません。) ・二世帯住宅で、建物内部で行き来ができず、各世帯の居住空間の区分が明確な場合

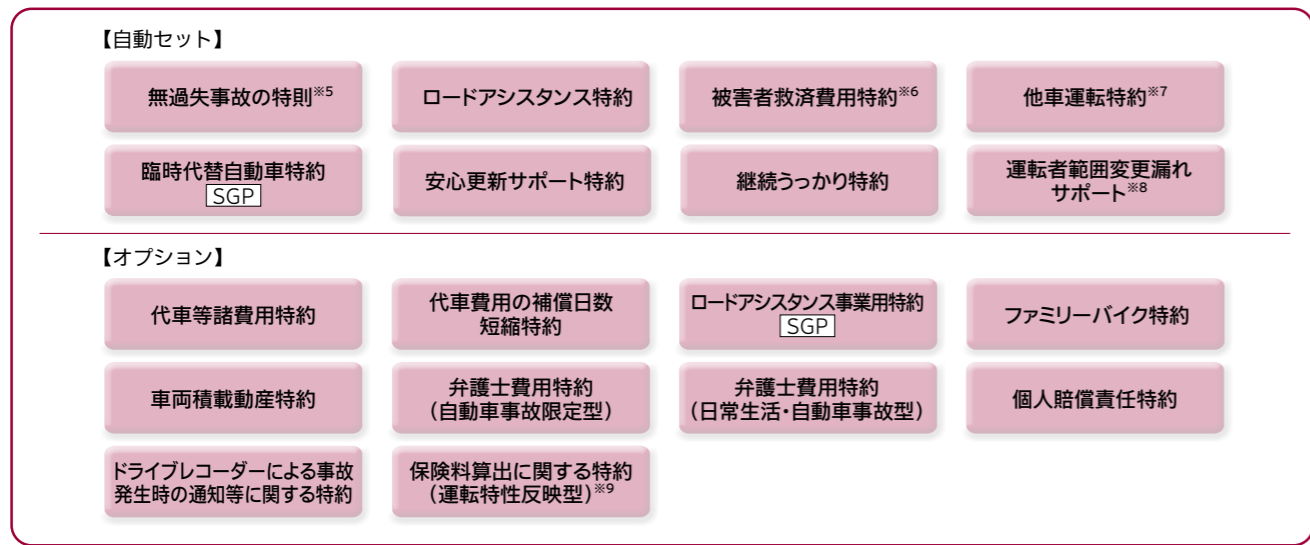
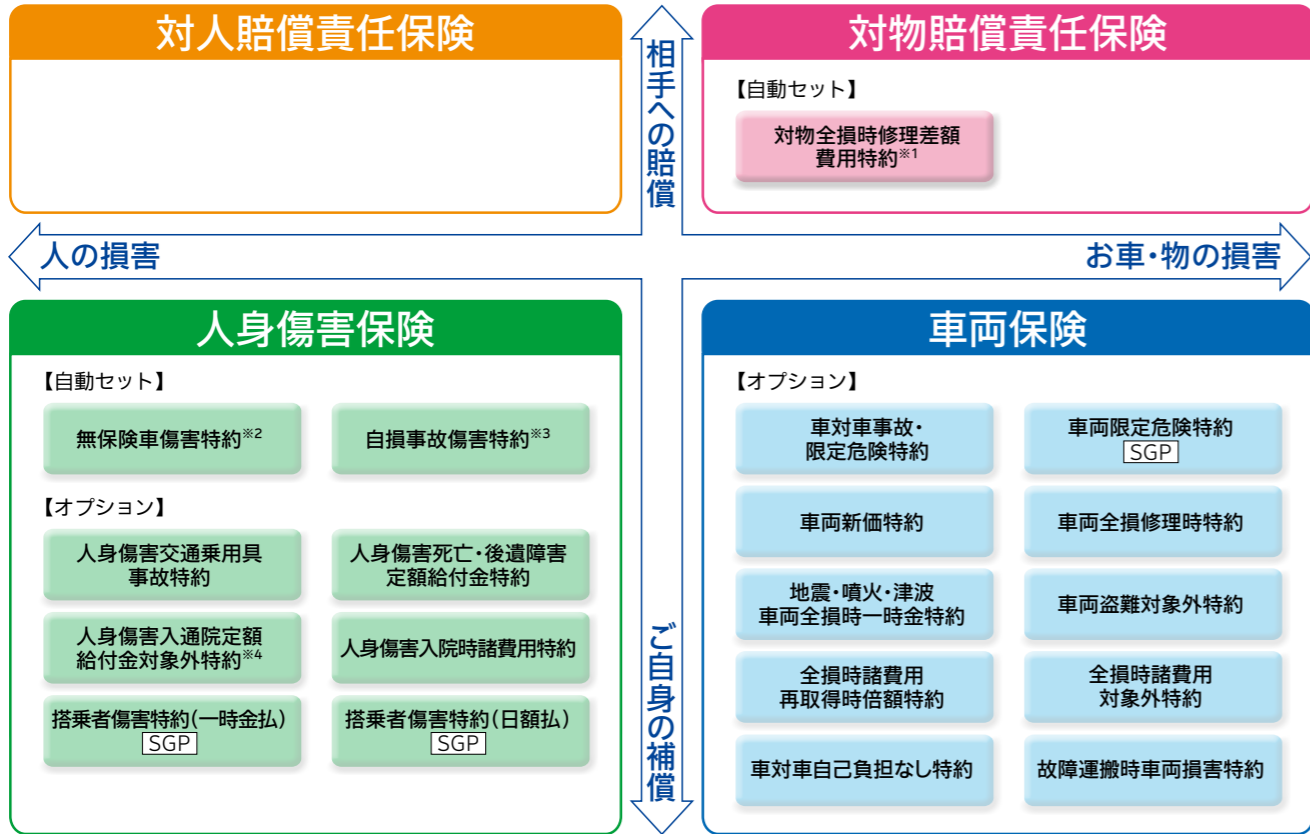
用語	内容
特約	普通保険約款の内容を補充・変更・削除・追加する内容を定めたものをいい、ご契約の内容により必ず付帯されるもの(自動セット)と、ご希望により付帯できるもの(オプション)があります。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方*1および同性パートナー*2を含みます。 ※1 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 ※2 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合に限り、配偶者を含みます。
被保険者	保険契約の補償の対象になる方をいいます。
普通保険約款	ご契約いただいた保険契約の標準的なご契約内容などを定めたものをいいます。
保険金	自動車事故により損害が生じた場合などに、保険会社から被保険者または保険金請求権者にお支払いする補償額のことをいいます。
保険金額	保険金をお支払いする事故が生じた場合に、保険会社からお支払いする保険金の額または限度額のことをいいます。
保険料	ご契約いただく保険契約の内容に応じて、ご契約者にお支払いいただく金銭のことをいいます。
未婚のお子さま	これまでに婚姻歴がないお子さまをいいます。
用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき損保ジャパンが定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 (注)ダンプ装置がある場合などは、自動車検査証などの記載内容と同一であるとは限りません。

1. 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み

THE クルマの保険(個人用自動車保険)およびSGP(一般自動車保険)の基本となる補償、必ず付帯される【自動セット】、ご希望により付帯することができる【オプション】は次のとおりです。なお、ドライバー保険については、「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

SGP...SGPのみ対象



※1 記名被保険者が法人の場合、またはご契約の自動車の用途車種が二輪自動車・原動機付自転車の場合はオプションとなります。
 ※2 対人賠償責任保険を適用したご契約に必ず付帯されます。なお、記名被保険者が法人の場合またはフリート契約の場合は、付帯しないことができます。人身傷害保険で保険金をお支払いできる場合は、その金額を超過した部分についてのみ、この特約から保険金をお支払いします。
 ※3 対人賠償責任保険を適用したご契約に必ず付帯されます。ただし、人身傷害保険が適用されている場合を除きます(人身傷害保険で補償されます。)。なお、記名被保険者が法人の場合またはフリート契約の場合は、付帯しないことができます。
 ※4 人身傷害保険を適用しているSGPに、搭乗者傷害特約(日額払)を付帯する場合は、必ず付帯されます。
 ※5 一定の条件を満たすときは、損保ジャパンと締結する次契約の等級および事故有係数適用期間を決定するうえで、その事故がなかったものとして取り扱う特約です。
 ※6 対人賠償責任保険または対物賠償責任保険を適用したご契約に必ず付帯されます。
 ※7 用途車種が自家用8車種の場合に必ず付帯されます。ただし、記名被保険者が法人の場合は、個人被保険者を設定しているご契約に限りです。
 ※8 THE クルマの保険(SGPの場合は記名被保険者が個人で、用途車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、二輪自動車、原動機付自転車のいずれかの場合)に必ず付帯されます。ただし、運転者限定特約または運転者年齢条件特約が付帯された保険契約に限りです。

※9 ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約を付帯したご契約に必ず付帯されます。また、ご契約の自動車に走行情報等を送信することができる損保ジャパン指定の車載機が搭載されており、走行情報等を損保ジャパンに提供することに契約者が同意している場合に付帯することができます。

(2) 基本となる補償および補償される運転者の範囲等

①基本となる補償内容

基本となる補償、保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いすることができない主な場合は次表のとおりです。
 対人賠償責任保険、対物賠償責任保険または車両保険のいずれかを必ずご契約いただきます。また、人身傷害保険のみをご契約いただくことはできません。
 ドライバー保険については、「ご契約の自動車」を「借用自動車」^{※1}と読み替えます。

○...ご希望により適用します ×...適用できません

基本的な補償	THE	SGP	ドライバー	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いすることができない主な場合
相手の賠償	対人賠償責任保険	○	○	ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人を死亡させた場合やケガをさせた場合は、法律上の損害賠償責任の額から自賠責保険などによって支払われるべき金額を差し引いた額について、1回の事故につき事故の相手の方1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用 ^{※2} などもお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者、被保険者などの故意によって生じた損害 次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって被保険者が被った損害 <ul style="list-style-type: none"> ①記名被保険者 ②ご契約の自動車を運転中の方またはそのご父母、配偶者もしくはお子さま ③被保険者のご父母、配偶者またはお子さま ④被保険者の業務(家事を除きます。以下同様とします。)に従事する中の使用人 ⑤被保険者の使用者の業務に従事する他の使用人(被保険者がご契約の自動車をその使用者の業務に使用している場合に限り、ただし、ご契約の自動車の所有者および記名被保険者が個人の場合は、記名被保険者が被った損害については補償されず。) 台風、洪水、高潮によって生じた損害 など
		対物賠償責任保険	○	○	ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人の自動車や物を壊した場合や、ご契約の自動車を運転中に誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせた場合は、法律上の損害賠償責任の額について、1回の事故につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用 ^{※2} などもお支払いします。
ご自身の補償	人身傷害保険	○	○	ご契約の自動車に搭乗中 ^{※5} の方などが自動車事故 ^{※6} により亡くなられた場合や、ケガをされた場合に生じる逸失利益や治療費などについて、1回の事故につき被保険者1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた傷害 無免許運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬・危険ドラッグなどの影響を受けた状態での運転により、その本人に生じた傷害 など
		車両保険	○	×	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者、被保険者、保険金を受け取るべき方などの故意または重大な過失によって生じた損害 ご契約の自動車に存在する欠陥、摩滅、腐し、よごれ、その他の自然消耗 故障損害 付属品(カーナビゲーションシステム、ETC車載器など)のうちご契約の自動車に定着されていない物の単独の損害(火災を除きます。) タイヤの単独損害(火災・盗難を除きます。) 法令により禁止されている改造を行った部分品に生じた損害 無免許運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬・危険ドラッグなどの影響を受けた状態での運転により生じた損害 など
お車の補償	車両保険	○	×	盗難 ^{※7} や偶発的な事故などによるご契約の自動車の損害に対して保険金をお支払いします。	

※1 「借用自動車」とは、記名被保険者がその使用について正当な権利を有する者の承諾を得て使用または管理中の自動車であって、かつその用途車種が自家用8車種、二輪自動車または原動機付自転車であるものをいいます。ただし、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者の同居のご親族が所有する自動車および記名被保険者が役員となっている法人の所有する自動車(所有権留保条項付売買契約により購入した自動車および1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた自動車を含みます。)を除きます。
 ※2 損保ジャパンの同意を得て支出された費用に限りです。
 ※3 対人賠償責任保険、対物賠償責任保険もしくは車両保険(リースカーの車両費用特約を含みます。)のいずれかのみを適用する場合、または、対人賠償責任保険および対物賠償責任保険のみを適用する場合を除き、人身傷害保険が必ず適用されます。
 ※4 対人賠償責任保険が適用されている場合に限り適用できます。
 ※5 車両所有者がご契約の自動車にひかれた場合など、搭乗中以外の事故も一部補償されます。
 ※6 ご契約の自動車の運行によって生じた事故や運行中の飛来中・落下中の他物との衝突などをいいます。
 ※7 ご契約の自動車が二輪自動車・原動機付自転車の場合は、盗難により生じた損害は補償されません。
 (注1) 補償ごとに被保険者の範囲が異なります。
 (注2) ドライバー保険は、保険金をお支払いすることができない主な場合について一部取扱いが異なる場合がありますので、「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

②保険金額の設定 契約概要

保険金額の設定については、補償内容ごとに決めていただくものとあらかじめ定められているものがあります。補償内容ごとの保険金額は、保険契約申込書などの保険金額欄でご確認ください。

③自己負担額 注意喚起情報

対物賠償責任保険および車両保険は、自己負担額を設定することができます。

なお、車両保険の自己負担額の設定は次のいずれかの方式からお選びいただけます。また、定額方式の場合で一定の条件を満たすときは、車対車自己負担なし特約を付帯することができます。ご契約の自己負担額は、保険契約申込書などの自己負担額欄でご確認ください。

- 定額方式(2回目以降の事故に適用される自己負担額が1回目の事故に適用される自己負担額と同額である方式)
- 増額方式(2回目以降の事故に適用される自己負担額が1回目の事故に適用される自己負担額より高額となる方式)

④主な特約の概要 契約概要

THE クルマの保険およびSGPの主な特約の概要は次のとおりです。

●人身傷害交通乗用具事故特約【オプション】

人身傷害保険で補償の対象となる事故を「ご契約の自動車に搭乗中の事故」だけでなく「他の自動車に搭乗中の事故」や「自動車以外の交通乗用具に搭乗中の事故」、「歩行中の自転車との衝突事故などの交通乗用具事故」に拡大する特約です。

- (注1) 交通乗用具とは、自動車、自転車、車椅子、ベビーカー、歩行補助車(原動機を用い、かつ搭乗装置のある歩行補助車に限ります。)、電車、ロープウェー、航空機、船舶、エレベーター、エスカレーター、動く歩道等をいいます。なお、キックボード(電動キックボードを除きます。)、スケートボード、三輪以上の幼児用車両、遊園地等で遊戯用に使用される乗り物等は含まれません。
- (注2) 交通乗用具には、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有または主として使用する自動車を含まないなど、一定の条件があります。
- (注3) この特約で補償の対象となる事故は、交通乗用具の運行によって生じた事故や運行中の、飛来中・落下中の他物との衝突などとなります。
- (注4) この特約により拡大した補償範囲の事故で補償を受けられる被保険者は、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さまに限ります。
- (注5) 自動車事故以外の事故の場合で、賠償義務者(被保険者の被った損害に対する法律上の損害賠償責任を負う方をいいます。)がいない、または確認できないときは、入院定額給付金および約款に定める「損害額算定基準」のうち「第1 傷害による損害」の「休業損害」「精神的損害」はお支払いの対象外となります。
- (注6) 記名被保険者が法人の場合は、個人被保険者を設定しているご契約のみ付帯することができます。

●車対車事故・限定危険特約【オプション】

車両保険のお支払対象となる事故の範囲を限定する特約です。

〈車両保険のご契約タイプと補償範囲〉

○…補償の対象 ×…補償の対象外

ご契約タイプ	事故例	ご契約の自動車以外の自動車との衝突	盗難	火災・台風・竜巻	いたずら・物の飛来	動物との衝突・接触	あて逃げ	単独事故
一般条件		○	○	○	○	○	○	○
車対車事故・限定危険		○	○	○	○	○	○	×

(注)ご契約の自動車が二輪自動車・原動機付自転車の場合は、盗難により生じた損害は補償されません。

●地震・噴火・津波車両全損時一時金特約【オプション】

地震・噴火・津波により、ご契約の自動車のフレーム、サスペンション、原動機などに所定の損害が生じた場合やご契約の自動車流失または埋没し発見されなかった場合、運転席の座面を超えて浸水した場合などに、地震・噴火・津波車両全損時一時金として50万円(車両保険金額が50万円を下回る場合はその金額とします。)をお支払いする特約です。

- (注1) この特約の保険金をお支払いした場合であっても、ご契約の自動車の所有権は損保ジャパンに移転しません。
- (注2) この特約は、車両保険のご契約タイプが「一般条件」のご契約に付帯することができます。ただし、二輪自動車や原動機付自転車など一部の自動車のご契約には付帯できません。

⑤主な付帯サービス 「ロードアシスタンス利用規約」 契約概要

ロードアシスタンスのサービスメニューとして「レッカーけん引」、「応急処置」、「宿泊移動サポート」、「燃料切れ時の給油サービス」をご利用いただけます。なお、「宿泊移動サポート」はロードアシスタンス事業用特約または代車等諸費用特約が付帯されているご契約に限り対象となります。ドライバー保険については、本サービスの対象外となります。

⑥補償の対象となる運転者の範囲 「運転者の範囲」 契約概要 注意喚起情報

補償の対象となる運転者は運転者限定特約、運転者年齢条件特約により、範囲を限定することができます。

ご契約の自動車を運転される方の範囲にあわせて、補償の対象となる運転者の範囲を設定してください。

なお、SGPの場合は、運転者の範囲を設定できる用途車種が限定されます。ドライバー保険については、次の特約は対象外となります。

●運転者限定特約

運転者限定特約(本人)^{*}または運転者限定特約(本人・配偶者)を付帯し運転する方を限定した場合は、限定された方がご契約の自動車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。

^{*} THE クルマの保険のみ対象となります。

●運転者年齢条件特約

運転者年齢条件(21歳以上補償、26歳以上補償、35歳以上補償^{*})を設定した場合は、運転者年齢条件を満たす方がご契約の自動車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。

^{*} THE クルマの保険のみ対象となります。

(注) ご契約の自動車が原動機付自転車の場合は、21歳以上補償のみ選択できます。

○…補償の対象 ×…補償の対象外

運転者限定特約	運転者の範囲			
	① 記名被保険者	② ①の配偶者	③ ①または②の同居のご親族	④ ①～③以外の方
なし	○	○	○	○
本人・配偶者限定	○	○	×	×
本人限定	○	×	×	×

運転者年齢条件特約	運転者年齢条件が適用されます。	運転者年齢条件が適用されません [*] 。

^{*} ④の方であっても、①から③のいずれかの方の業務に従事する使用人の場合は、その方も含めて運転者年齢条件を設定してください。

⑦ご契約期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

ご契約期間は1年間です。ただし、所定の要件を満たす場合は、1年超の長期契約や1年未満の短期契約もご契約いただくことができます。

ご契約による補償は、ご契約期間の初日の午後4時(保険契約申込書などにこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に開始し、満了する日の午後4時に終了します。

(3) 保険料の主な決定の仕組みと払込方法等 「保険料の主な決定要素と払込方法等」

①保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は補償内容、運転者の範囲、ご契約の自動車の用途車種、使用目的^{*1}のほかに、主に次の要素により決定されます。お客さまが実際にご契約いただく保険料については、保険契約申込書の保険料欄でご確認ください。ドライバー保険については、一部取扱いが異なる場合がありますので、「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

ノンフリート等級別料率制度	<ul style="list-style-type: none"> ・所有・使用する自動車の総契約台数が9台以下(ノンフリート契約)の場合は、1等級～20等級の区分、事故有係数適用期間^{*2}により保険料が割引・割増される制度を採用しています。ご契約の際には、等級および事故有係数適用期間が正しいかご確認ください。 ・新たにご契約いただく場合は6(S)等級となります。また、事故有係数適用期間は0年となります。 ・11等級以上のご契約^{*3}に既に加入されている方が、2台目以降の自動車を新たにご契約になる場合で一定の適用条件を満たすときは、複数所有新規契約(セカンドカー割引)として、7(S)等級が適用されます。また、事故有係数適用期間は0年となります。 	<p>式別料率クラス制度</p> <p>自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)の保険料体系は、車両・対人賠償・対物賠償・傷害の補償内容ごとの「型式別料率クラス制度(普通・小型は1～17クラス、軽四輪は1～3クラス)」により細分化され、自動車の型式ごとの事故の実績を反映するものとなっています。この料率クラスは、過去の事故の実績により損害保険料率算出機構が決定し、毎年1回見直しを行っています。お客さまご自身に事故がなく、補償内容が前年と同一の場合でも、料率クラスが上がると、保険料は前年より高くなる場合があります。</p>										
記名被保険者年齢別料率	<p>「THE クルマの保険の場合」、または「SGPで記名被保険者を個人、かつ運転者年齢条件を26歳以上補償に設定している場合」は、記名被保険者の年齢に応じた料率区分を適用します。ご契約期間が1年以下の場合は、「ご契約期間の初日における記名被保険者年齢」に基づき料率区分を適用し、ご契約期間が1年を超えるご契約の場合は、「保険年度ごとの初日における記名被保険者年齢」に基づき料率区分を適用します。なお、ご契約期間の途中で記名被保険者を別の方に変更する場合は、「変更日時点での新記名被保険者の年齢」による料率区分を適用します。</p>											
各種割引	<p>ご契約の自動車・ご契約条件によって、割引が適用されます。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>ゴールド免許割引^{*1}</td> <td>65歳以上優良割引^{*1}</td> </tr> <tr> <td>新車割引</td> <td>エコカー割引</td> </tr> <tr> <td>福祉車両割引</td> <td>ASV割引</td> </tr> <tr> <td>走行特性割引</td> <td>ノンフリート多数割引</td> </tr> <tr> <td>複数所有新規契約(セカンドカー割引)</td> <td>Web証券割引</td> </tr> </table>	ゴールド免許割引 ^{*1}	65歳以上優良割引 ^{*1}	新車割引	エコカー割引	福祉車両割引	ASV割引	走行特性割引	ノンフリート多数割引	複数所有新規契約(セカンドカー割引)	Web証券割引	<p>主に使用する地域</p> <p>ご契約の自動車を主に使用する地域が沖縄県の場合、適用料率は沖縄料率となります。</p>
ゴールド免許割引 ^{*1}	65歳以上優良割引 ^{*1}											
新車割引	エコカー割引											
福祉車両割引	ASV割引											
走行特性割引	ノンフリート多数割引											
複数所有新規契約(セカンドカー割引)	Web証券割引											

^{*1} THE クルマの保険のみ対象となります。

^{*2} 事故があった場合に「事故有」の割増率を適用する期間(ご契約期間の初日における残りの適用年数)を示すものとして保険契約ごとに設定します。事故有係数適用期間が0年の場合は「無事故」の割増率、事故有係数適用期間が1年～6年の場合は「事故有」の割増率を適用します。

^{*3} 損保ジャパンで契約されたご契約期間が1年を超えるご契約の場合は、取扱いが異なる場合があります。

②保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

主な保険料の払込方法は次表のとおりです。お客さまのご希望に沿った払込方法をご選択ください。ただし、ご契約の内容によりご選択いただけない払込方法がありますので、詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

主な払込方法		払込期日	払込回数	
			分割払	一括払
口座振替	保険料を口座振替によりお支払いいただく方法です。なお、分割払の保険料は、一括払に比べて5%割増 ^{※1} となります。	ご契約期間の初日の属する月の翌月の金融機関所定の振替日 ^{※2} (分割払の場合は、以降毎月 ^{※3} の振替日)	○	○
クレジットカード	保険料をクレジットカードによりお支払いいただく方法 ^{※4} です。なお、分割払の保険料は、一括払に比べて3%割増 ^{※1} となります。	ご契約期間の初日の属する月の翌月末(分割払の場合は、以降毎月 ^{※3} の末日) ^{※5}	○	○
払込票	ご契約後、ご契約者に送付する払込票 ^{※6} を、ゆうちょ銀行(郵便局)、損保ジャパン所定のコンビニエンスストアまたはPay-easy(ペイジー)利用可能な銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫などにお持ちいただき保険料をお支払いいただく方法です。	ご契約期間の初日の属する月の翌月末	×	○
請求書	ご契約後、ご契約者にお渡し、または送付する請求書 ^{※6} で、銀行振込により保険料をお支払いいただく方法です。	ご契約期間の初日の属する月の翌月末	× ^{※7}	○

※1 一定の条件を満たすご契約の場合は、割増のない分割払でご契約いただけます。
 ※2 原則26日(一部の金融機関は27日となる場合があります。)となります。なお、払込期日が金融機関の休業日に該当し、保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
 ※3 ご契約期間が1年を超えるご契約の場合で、年払でご契約いただいたときは、ご契約期間の初日の属する月の翌月の毎年の応当月とします。
 ※4 ご契約者が個人の場合は、ご契約者、その配偶者、またはこれらのご親族名義のクレジットカードに限り、ご契約者が法人の場合は、原則としてご契約者と同一名義のクレジットカードとします。ご契約手続き時にクレジットカード情報をご登録いただいていない場合は、ご契約後にご契約者に送付する登録はがきにより、ご自身でクレジットカード情報をご登録いただく必要があります。なお、登録はがきは保険証券(または保険契約継続証)とは別にお届けします。
 ※5 クレジットカード会社からお客さまへの請求スケジュールはクレジットカード会社により異なります。
 ※6 払込票、請求書は保険証券(または保険契約継続証)とは別にお届けします。
 ※7 一定の条件を満たすご契約の場合は対象となります。
 (注) お客さまの勤務先または所属する団体などを通じて集金する団体扱や集団扱もありますが、ご加入には一定の条件があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

③保険料の不払い時の取扱い **注意喚起情報**

払込猶予期間(保険料のお支払いがなかったことが故意による場合などを除き、保険料払込期日の属する月の翌々月の25日までの期間)中に所定の保険料(分割払の場合は分割保険料)のお支払いがない場合は、払込期日の翌日以降に発生した事故(初回保険料の場合は、ご契約期間の初日以降に発生した事故)に対しては保険金をお支払いできません。また、払込猶予期間中に保険料をお支払いいただけない場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。(注) 団体扱、集団扱などのご契約は上記と取扱いが異なります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(4) 満期返れい金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

(5) 補償の重複に関するご注意 **注意喚起情報**

次表の特約が付帯されたご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(自動車保険以外の保険契約に付帯される特約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

(注) 1契約のみに特約を付帯した場合、廃車等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご契約いただく特約	補償が重複する例
個人賠償責任特約	火災保険、UGOKU(移動保険に関する特約を付帯したドライバー保険契約)等の個人賠償責任特約
人身傷害交通乗用具事故特約	2台目以降の自動車保険の人身傷害交通乗用具事故特約、2台目以降の自動車保険の人身傷害車外事故特約、UGOKU(移動保険に関する特約を付帯したドライバー保険契約)の人身傷害交通乗用具事故保険(自動車運転中対象外)
弁護士費用特約(自動車事故限定型) 弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)	2台目以降の自動車保険の弁護士費用特約(自動車事故限定型)、弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)
ファミリーバイク特約	2台目以降の自動車保険のファミリーバイク特約

2. 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務(保険契約申込書等の記載上の注意事項) **注意喚起情報**

ご契約者または記名被保険者(車両保険の補償を受けられる方を含みます。)には、ご契約時に告知事項について事実を正確にお申し出いただく義務があります。告知事項については、保険契約申込書などにおいて★印または☆印をつけていますので、告知内容に誤りがないよう十分ご注意ください。ご契約時にお申し出いただいた内容が事実と相違している場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【主な告知事項】  「告知義務と告知事項」

記名被保険者・生年月日	ご契約の自動車を主に使用される方を記名被保険者としてください。補償の対象となる方の範囲を決めるための重要事項となります。また、記名被保険者の生年月日もお知らせください。記名被保険者の年齢によって、保険料が異なる場合があります。								
記名被保険者の運転免許証の色(THEクルマの保険のみ対象)	ご契約期間の初日時点で、記名被保険者が保有されている運転免許証の色をご確認ください。運転免許証の色がゴールドである場合は、保険料を割り引きます。								
ご契約の自動車の使用目的(THEクルマの保険のみ対象)	次の基準をもとに使用目的を設定してください。ご契約の自動車の使用目的により保険料が異なります。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用目的の区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務使用</td> <td>ご契約の自動車を定期的に、かつ継続して業務(仕事)にも使用する場合</td> </tr> <tr> <td>通勤・通学使用</td> <td>「業務使用」に該当せず、ご契約の自動車を定期的に、かつ継続して運転者本人自らの通勤・通学(最寄り駅などへの送迎を含みません。)にも使用する場合</td> </tr> <tr> <td>日常・レジャー使用</td> <td>「業務使用」、「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的の区分	基準	業務使用	ご契約の自動車を定期的に、かつ継続して業務(仕事)にも使用する場合	通勤・通学使用	「業務使用」に該当せず、ご契約の自動車を定期的に、かつ継続して運転者本人自らの通勤・通学(最寄り駅などへの送迎を含みません。)にも使用する場合	日常・レジャー使用	「業務使用」、「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合
	使用目的の区分	基準							
	業務使用	ご契約の自動車を定期的に、かつ継続して業務(仕事)にも使用する場合							
通勤・通学使用	「業務使用」に該当せず、ご契約の自動車を定期的に、かつ継続して運転者本人自らの通勤・通学(最寄り駅などへの送迎を含みません。)にも使用する場合								
日常・レジャー使用	「業務使用」、「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合								
(注) 「定期的に、かつ継続して」とは、年間(使用日時点以降1年間)を通じて平均月15日以上の使用頻度をいいます。なお、短期契約の場合は、ご契約期間の日数の過半数を使用する場合をいいます。									
前契約の有無、事故の有無・件数	ご契約期間の初日から過去13か月以内に自動車保険契約 [*] が締結されていた場合やそのご契約期間中に事故があった場合はお知らせください。等級および事故有係数適用期間を決めるための要素となります。 [*] 損保ジャパン以外の保険会社の自動車保険契約、またはJA共済、全労済、全自共などの一部の自動車共済契約を含みます。								

(2) クーリングオフ(クーリングオフ説明書) **注意喚起情報**

保険期間が1年を超えるご契約の場合は、ご契約のお申込み後であっても、次表のとおりご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。

お申し出できる期間	クーリングオフは、次のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内にお申し出いただく必要があります。 <input type="text" value="ご契約を申し込まれた日"/> <input type="text" value="本書面を受領された日"/>
お手続き方法	クーリングオフのお申し出をされる場合は、上記期間内(8日以内の消印有効)に損保ジャパンの本社に必ず郵便ではがきを送付しご通知ください。
お申し出を受付できない場合	取扱代理店・仲立人では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんので、ご注意ください。既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。
宛先およびご通知いただく事項(記入例)	<div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>東京都新宿区西新宿 1-26-1</p> <p>損害保険ジャパン株式会社 クーリングオフ受付デスク(本社行)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>下記の保険契約をクーリングオフします。 ・ご契約者住所 氏名 電話番号 ・申込年月日 ・保険種類 ・証券番号^{※1} または領収証番号^{※2} ・取扱代理店・仲立人名</p> </div> <div style="margin-left: 10px;"> <p>※1 保険契約申込書控に記載してあります。 ※2 証券番号が不明な場合のみご記入ください。 領収証の右上に記載があります。</p> </div> </div>
お支払いになった保険料の取扱い	クーリングオフのお申し出をされた場合は、既にお支払いになった保険料は、すみやかにお客さまにお返しします。また、損保ジャパンおよび取扱代理店・仲立人は、お客さまにクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。ただし、ご契約期間の開始日以降にクーリングオフのお申し出をされる場合は、ご契約期間の開始日(開始日以降に保険料をお支払いいただいたときには、損保ジャパンが保険料を受領した日)からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を、日割でお支払いいただくことがあります。
クーリングオフができないご契約	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約期間が1年以内のご契約 ・営業または事業のためのご契約 ・法人または社団・財団等が締結したご契約 ・質権が設定されたご契約 ・保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約 ・通販特約により申し込まれたご契約

(3) サービス利用規約について **契約概要**

- ① 「ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約」を付帯する場合
 「ドライビング!」利用規約」をご確認のうえ、お申し込みください。
 (注1) 貸与端末の破損・故障などにより損保ジャパンより代替端末を送付した場合またはこの特約の削除などを行った場合は、指定の期日までに損保ジャパンに端末を返却いただく必要があります。
 (注2) 端末の返却が指定の期日を超過した場合、利用者の責に帰すべき理由により端末を返却できない場合または破損・故障などが発生した場合は、違約金が発生します。
- ② ご契約の自動車の走行情報等を送信することができる損保ジャパン指定の車載機が搭載されており、コネクティッドカーとして「保険料算出に関する特約(運転特性反映型)」を付帯する場合^{*}
 「コネクティッドカー走行特性診断サービス」に関する利用規約」をご確認のうえ、お申し込みください。
^{*} 「走行特性診断サービス」が提供されます。詳しくは各サービスの利用規約をご確認ください。

3. 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等

注意喚起情報

ご契約者または被保険者には、通知事項に変更が生じた場合に遅滞なくご連絡をいただく義務があります。通知事項については、保険契約申込書などにおいて☆印をつけていますので、変更の通知漏れがないように十分ご注意ください。

通知事項の変更について遅滞なくご連絡いただけない場合またはお手続き(変更手続き書類のご提出および追加保険料のお支払いなど)いただけない場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【通知事項】 ㊦「通知義務と通知事項」「通知事項以外の変更を行う場合」

- 記名被保険者の個人・法人区分^{※1}
- ご契約の自動車の登録番号、用途車種^{※1}、使用目的^{※2}、使用の本拠地
- ご契約の自動車の電気自動車・ハイブリッド自動車・AEB(衝突被害軽減ブレーキ)・福祉車両・教習車・レンタカーの該当有無
- 前契約の事故の有無・件数

※1 変更後の記名被保険者の個人・法人区分や用途車種などによっては、特約が自動的に付帯または削除されることがあります。

※2 THE クルマの保険のみ対象となります。

また、ご契約後、次の事実が発生した場合は、ご契約内容の変更などが必要となりますので取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

- ご契約者または記名被保険者の住所、氏名(名称)が変更となる場合[※]
- 保険金額の増額や特約を付帯するなど、ご契約条件の変更を希望する場合
- 次の理由などにより、運転者限定特約の種類や運転者年齢条件が変更となる場合
 - ・ご家族の転居やご結婚などにより運転者の範囲が変更になる場合
 - ・運転者限定特約により限定した範囲外の方または運転者年齢条件を満たさない方がご契約の自動車を運転される場合
 - ・ご契約の自動車を運転される最も若い方が誕生日を迎えられた場合
- ご契約の自動車を譲渡する場合
- 買い替えなどにより、ご契約の自動車が変更となる場合
- ご契約者が自ら所有し、かつ使用する自動車の総契約台数が10台以上となる場合
- 車両保険の適用がある場合で、自動車の改造、付属品の装着・取り外しなどによりご契約の自動車の価額が変わるとき
- ご契約の自動車の業務専用車の該当・非該当の区分が変更になる場合

※ 記名被保険者が変更となる場合は、変更後の記名被保険者の運転免許証の色・次回免許更新年月(THE クルマの保険のみ対象)および生年月日を確認させていただきます。

(2) 安心更新サポート特約について

契約概要

(ドライバー保険は対象外です。)

㊦「安心更新サポート」

記名被保険者が個人で、ご契約の自動車の用途車種が自家用8車種、二輪自動車、原動機付自転車の場合は、一部のご契約を除き安心更新サポート特約が必ず付帯されます。この特約では、ご契約の更新の際に万が一ご契約者にご連絡がとれない場合は、通知締切日までに取扱代理店もしくは損保ジャパンまたはご契約者のいずれかから契約を更新しない旨の申し出がない限り、前年と同等条件[※]で自動的にご契約を更新します。更新を希望されない場合は、通知締切日までに必ず取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

通知締切日は、次表のとおりご契約の満期日より異なります。

※ 車両保険の保険金額については、更新時のご契約の自動車の市場販売価格相当額とさせていただきます。また、ご契約の内容により、その他の契約条件も一部変更させていただく場合があります。

満期日	通知締切日
1日～15日	満期日前月の10日
16日～末日	満期日前月の25日

(3) 解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

㊦「ご契約を解約される場合」

ご契約を解約する場合は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

解約日はお申し出日以降となります[※]。月割計算により算出した既経過期間に対する保険料と、既にお支払いいただいた保険料との差額を返還または請求させていただきます。ご契約内容と解約の条件などにより、損保ジャパンが別に定める基準を満たす場合は、日割計算により既経過期間に対する保険料を算出します。なお、解約返れい金はお支払いいただいた保険料の合計金額以下になりますのでご注意ください。

※ ご契約の自動車を廃車した場合なども、解約日は廃車した日ではなくお申し出日以降となります。

【ご注意事項】

お支払いいただくべき保険料の未払込分がある場合は、解約日以降に保険料が引き落としされることがあります。なお、この保険料が引き落としできない場合は、解約日または解約日より前の日付に遡ってご契約を解除することがあります。この場合、7等級以上の等級は次のご契約へ継承できなくなりますので、ご注意ください。

(4) 重大事由による解除

注意喚起情報

㊦「そのほかにご注意いただきたいこと」

次に該当する場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた場合
- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など

(5) ご契約を中断する場合

注意喚起情報

(ドライバー保険は対象外です。)

ご契約の自動車の廃車、譲渡、リース業者への返還、車検切れ、盗難、災害、記名被保険者の海外渡航などに伴い、一時的にご契約を中断される場合は、ご契約者からの請求により「中断証明書」を発行することができます。これにより一定の条件を満たす場合は、中断後の新たなご契約に対して、中断前のご契約や事故件数などに応じた所定の等級および事故有係数適用期間を適用することができます。

(注) 原則として、ご契約の中断日(ご契約の解約日または満期日)の翌日から13か月以内に取扱代理店または損保ジャパンにご請求がない場合は、「中断証明書」を発行することができませんのでご注意ください。なお、ご契約が解除された場合は「中断証明書」を発行することができません。

4. その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻した場合等には、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。ただし、この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金などの8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

(3) 個人情報の取扱いに関する事項

注意喚起情報

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)に利用します。また、下記①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

①損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

②損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

③損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。

④損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)、グループ会社や提携先会社、等については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。

(4) 事故が起こった場合

注意喚起情報

㊦「事故が起こった場合」

保険金の請求を行うときには、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか所定の書類をご提出いただく場合があります。詳細は「ご契約のしおり(約款)」に記載の書類等をご確認ください。

(5) 事故件数の数え方

注意喚起情報

㊦「保険料の主な決定要素と払込方法等」

継続前のご契約で事故があった場合は、次の事故内容と件数に応じて等級および事故有係数適用期間が決定されます。

(注) 損保ジャパンが既にお支払いした保険金を全額回収した場合、あるいは、損保ジャパンが保険金をお支払いした後、ご契約者、被保険者または保険金請求権者が、その保険金の全額を損保ジャパンに返還した場合であっても、その事故は保険事故として取り扱います。

■1等級ダウン事故

「1等級ダウン事故」となるのは次の①と②をとともに満たす事故です。

①次の事故またはその組み合わせの事故であること。

- a. 車両保険事故[※]
- b. 車両積載動産特約事故
- c. 被けん引自動車の車両損害包括特約事故

+

②事故発生の原因が次のいずれかに該当する事故であること。

- a. 火災または爆発(飛来中もしくは落下中の物以外の他物との衝突、もしくは接触または転覆もしくは墜落によって生じた火災または爆発を除きます。)
- b. 盗難
- c. 騒じょうまたは労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- d. 台風、竜巻、洪水または高潮
- e. 落書・いたずらなどのご契約の自動車に対する直接の人為的行為(次のいずれかに該当する損害を除きます。)
 - ア. ご契約の自動車の運行に起因して生じた損害
 - イ. ご契約の自動車と他の自動車(原動機付自転車を含みます。)との衝突または接触によって生じた損害
 - ウ. 被保険者の行為によって生じた損害
 - エ. ご契約の自動車を滅失、破損または汚損する意図がなくなされた行為によって生じたことが明らかである損害
- f. 飛来中または落下中の他物との衝突
- g. 故障
- h. a～gのほか、偶然な事故によって生じた損害(他物との衝突もしくは接触、またはご契約の自動車の転覆もしくは墜落を除きます。)

※ リースカーの車両費用特約事故、車両新価特約事故、車両全損修理時特約事故、車両費用特約の修理費優先支払特約事故、全損時諸費用再取得時倍額特約事故および故障運搬時車両損害特約事故を含みます。

■ノーカウント事故

「ノーカウント事故」とは、事故の件数に数えない事故をいいます。お支払いする保険金が、次のいずれかの保険金のみ、またはこれらの組み合わせの事故をノーカウント事故として取り扱います。

- ・対人賠償責任保険の臨時費用保険金のみを支払う事故
- ・人身傷害保険事故(人身傷害交通乗用具事故特約の対象事故を含みます。)
- ・人身傷害入院時諸費用特約事故
- ・人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約事故
- ・搭乗者傷害特約事故
- ・無保険車傷害特約事故
- ・ロードアシスタンス特約事故
- ・ロードアシスタンス事業用特約事故
- ・代車等諸費用特約事故(代車費用の補償日数短縮特約を付帯した場合を含みます。)
- ・地震・噴火・津波車両全損時一時金特約事故
- ・ファミリーバイク特約事故
- ・弁護士費用特約(自動車事故限定型)事故
- ・弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)事故
- ・個人賠償責任特約事故
- ・安全運転教育費用特約事故
- ・車両保険(リースカーの車両費用特約を含みます。)の応急処置費用、運搬費用、引取費用のみを支払う事故
- ・普通保険約款基本条項の無過失事故の特則の定めにより保険金を支払わなかったものとして取り扱う事故
- ・被害者救済費用特約事故(被害者救済費用特約事故で、対物全損時修理差額費用特約に基づき保険金を支払う場合を含みます。)

■3等級ダウン事故

1等級ダウン事故およびノーカウント事故に該当しない場合は、「3等級ダウン事故」として取り扱います。

㊦ この書面に記載のない項目については「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

SGPのサポート体制

ご契約から事故対応のアドバイスまでトータルにサポートします。

万一、事故・トラブルにあわれたら

24時間365日対応可能!

万一の時はすぐに損保ジャパンへ連絡を!

事故にあわれた際のご連絡先

事故サポートセンター

0120-256-110

LINEでのご連絡はこちら



• おかけ間違いにご注意ください。LINEでも事故連絡が可能です。

自動車の故障やトラブル対応時のご連絡先

ロードアシスタンス専用デスク

0120-365-110

Webでのご連絡はこちら



• おかけ間違いにご注意ください。スマホのWebサイトから要請が可能です。

商品に関するお問い合わせ

カスタマーセンター(電話)

【受付時間】◆平日:午前9時～午後8時
◆土日祝日:午前9時～午後5時(12月31日～1月3日は休業)

0120-888-089 • おかけ間違いにご注意ください。

オンラインカスタマーセンター(WEB)

【受付時間】24時間365日ご利用いただけます。

◆パソコン・スマートフォンから
<https://car-vivr.sompo-japan.co.jp/>



(注)ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

お客さま向けインターネットサービス 同じIDで利用可能!

[損保ジャパンマイページ](https://www.sompo-japan.co.jp/mypage/) <https://www.sompo-japan.co.jp/mypage/>

便利なサービスを
いつでも無料で
ご利用いただけます。

- ご契約内容の照会
- 住所・電話番号の変更手続き
- 代理店へのお問い合わせ など



[SOMPO Park](https://sompo.pk/guide1) <https://sompo.pk/guide1>

SOMPO Parkは無料でゲームやクイズを
楽しめる会員サービスです。
お得なキャンペーンも実施中です!



☆保険証券(または保険契約継続証)は大切に保管してください。また、Web証券を選択しなかった場合で、ご契約手続き後、1か月を経過しても保険証券(または保険契約継続証)が届かない場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

☆お客さま(保険のご契約者)と記名被保険者(ご契約の自動車を主に使用される方)が異なる場合は、記名被保険者となる方にもこのパンフレット兼重要事項等説明書に記載された内容をお伝えください。



エコマーク認定自動車保険

エコマーク認定番号: 第10 147 008号 使用契約者: 損害保険ジャパン株式会社

この自動車保険は、

- お客さまの環境配慮行動の促進
(エコカー割引、Web証券、Web約款の推進)
- 事故による環境的損失の削減
(事故防止支援サービス、リサイクル部品の利用推進)に貢献しています。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【受付時間】◆平日:午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)



0570-022808

<通話料有料>

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

• おかけ間違いにご注意ください。

★「SGP」は、「一般自動車保険」のペットネームです。

★このパンフレット兼重要事項等説明書は、「一般自動車保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり(約款)」をご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

共同保険に関するご説明

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券(等)の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<公式ウェブサイト><https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先